

弥生 PAP 会員向け年末調整セミナー

『弥生給与（やよいの給与計算）26』

## 令和7年分 年末調整の流れと操作

このセミナーでは「年末調整ナビ」を使って、令和7年分の年末調整の準備から年末調整の終了（新年度へ更新）までの操作をご説明します。

## 目次

年末調整作業の前に .....	1
[1] 年末調整ナビへようこそ .....	5
[2] 年末調整の準備をしよう .....	6
[3] 申告書を入力しよう .....	10
[4] 年税額を算出しよう .....	26
[5] 過不足税額を精算しよう .....	34
[6] 法定調書を作成しよう .....	36
[7] 新年度へ更新しよう .....	43

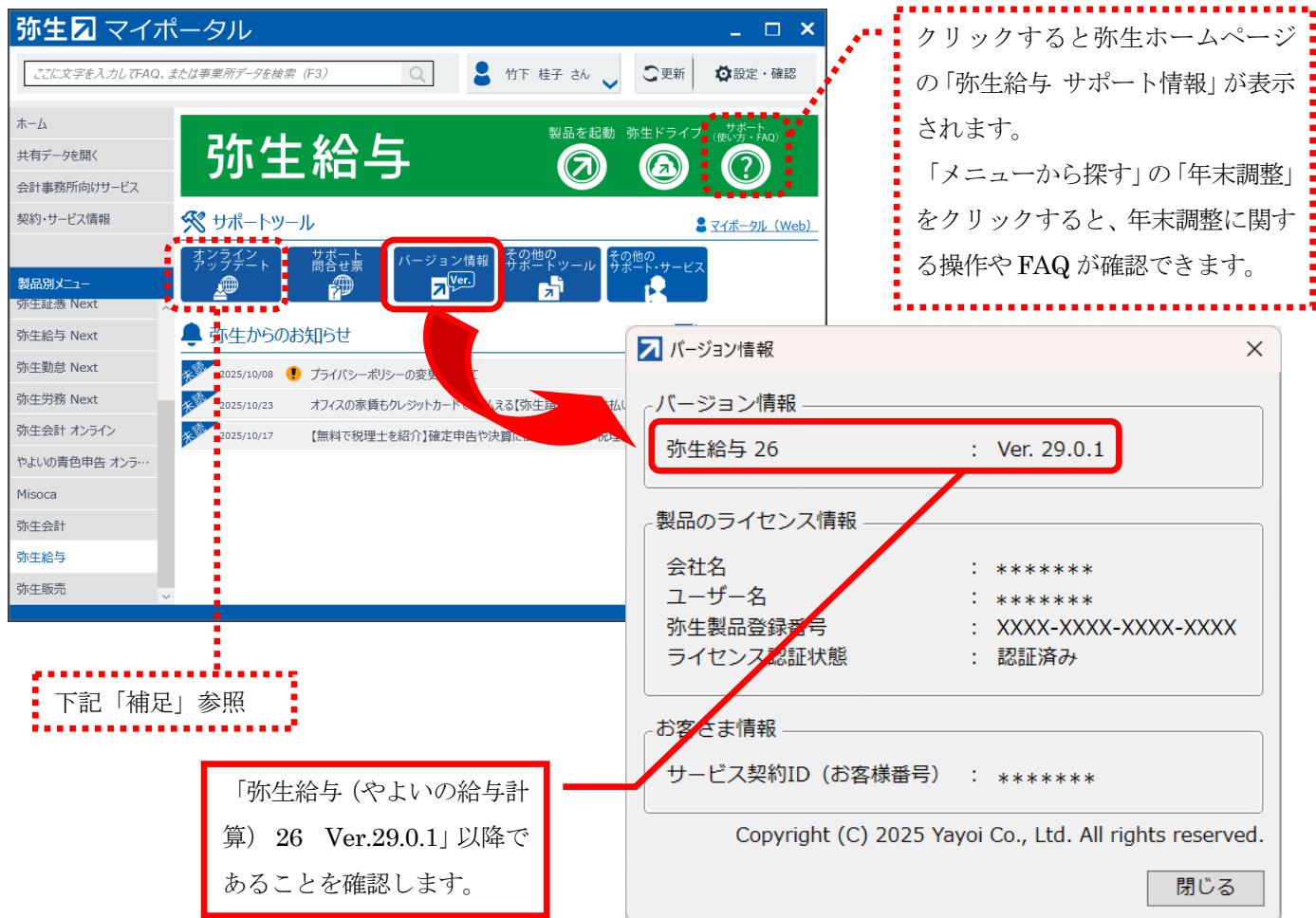
# 年末調整作業の前に

## 『年末調整対応版（令和7年分）Ver.29.0.1』以降のインストール

※画像は『弥生給与』とWindows 11で説明します。

年末調整作業の前に、令和7年分の年末調整に対応した『弥生給与（やよいの給与計算）年末調整対応版（令和7年分）Ver.29.0.1』以降がインストールされていることを確認します。以下の手順で確認できます。

1. デスクトップの【弥生マイポータル】アイコンをクリックして【弥生マイポータル】を起動します。
2. 【製品メニュー】から「弥生給与」を選択し、「バージョン情報」をクリックします。



### 補足

バージョン情報の表示が「弥生給与 26 Ver.29.0.1」になっていない場合は、『弥生給与（やよいの給与計算）26年末調整対応版（令和7年分）Ver.29.0.1』以降がインストールされていません。オンラインアップデート機能を使用してインストールします。

オンラインアップデートは『弥生マイポータル』の「オンラインアップデート」をクリックすると実行できます。

【弥生オンラインアップデート】画面が表示されたら、【弥生給与（やよいの給与計算）年末調整対応版（令和7年分）Ver.29.0.1】以降にチェックを付けて【アップデート】をクリックします。

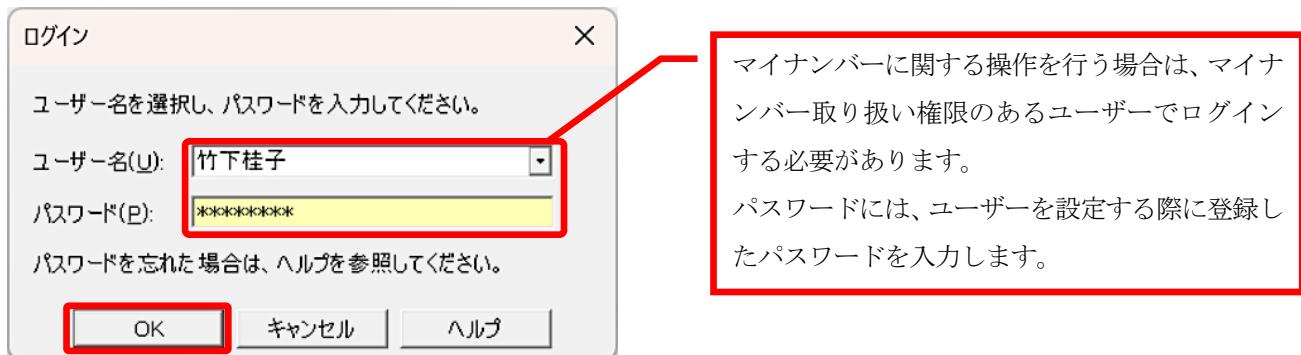
## 給与データを開く

弥生給与を起動し、給与データを開きます。

1. 『弥生 マイポータル』の【製品メニュー】 - 【弥生給与】から、【製品を起動】をクリックします。



2. 【ログイン】画面が表示されます。ユーザーを選択してパスワードを入力し、【OK】をクリックします。



### 補足

#### あらかじめマイナンバーを取り扱う担当者を設定しておく必要があります

マイナンバーの登録や印字等が行えるのは、マイナンバー取り扱い権限のあるユーザーのみです。マイナンバー取り扱い担当者が設定されていない場合は、先にユーザーの設定を行ってください。



マイナンバー取り扱い担当者の設定は、【マイナンバーナビ】画面から行います。具体的な操作方法については、「スタートアップガイド」のマイナンバー管理に関する動画をご確認ください。

⇒ <https://www.yayoikk.co.jp/startupguide/payroll/player/03.html>

## 年末調整の処理年度を確認して年末調整ウィンドウを起動

給与データの年末調整の処理年度が「令和 7 年分（2025 年分）」になっていることを確認して、年末調整ウィンドウを起動します。

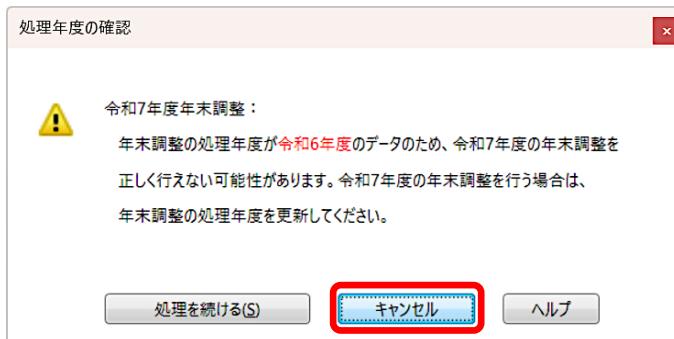
1. ステータスバーの【年末調整の処理年度】が「令和 7 年分（2025 年分）」になっていることを確認します。



2. クイックナビゲータの【年末調整】カテゴリから【年末調整業務を行う】をクリックします。

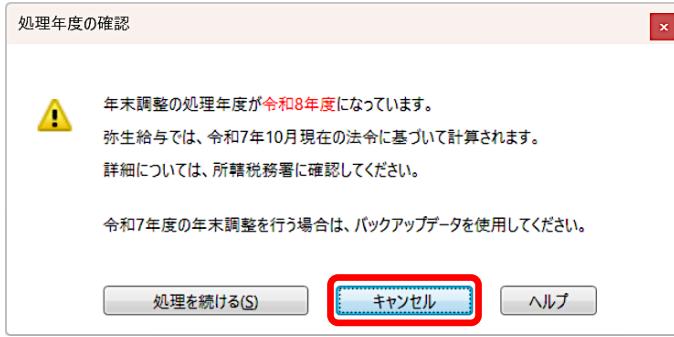
### 補足

#### 〈年末調整処理年度が令和 6 年（2024 年）以前の場合〉



年末調整処理年度が「令和 6 年度（2024 年度）」以前の場合は、左のメッセージが表示されます。  
[キャンセル] をクリックし、クイックナビゲータの【年末調整】カテゴリから【終了して新年度へ】をクリックして、年末調整年度を「令和 7 年度（2025 年度）」に更新する必要があります。

#### 〈年末調整処理年度が令和 8 年（2026 年）以降の場合〉



年末調整処理年度が「令和 8 年度（2026 年度）」以降の場合は、左のメッセージが表示されます。  
[キャンセル] をクリックし、令和 7 年度のバックアップファイルを復元してください。

3. 年末調整ウィンドウが起動し、「年末調整ナビ」が表示されます。

タイトルバーに「令和 7 年分対応版」と表示されていることを確認しましょう。



## ＜参考＞Ver.29.0.1 以降をインストールした後の表示について

『弥生給与（やよいの給与計算） 26 Ver.29.0.1』をインストールすると、本年度の法令改正対応として、起動時およびデータコンバート時に以下の画面が表示されます。

### ＜起動時＞

令和 7 年分年末調整業務を円滑に進めるために役立つ情報を掲載した、弥生のホームページをご案内します。



弥生給与をご利用されているお客さまへ

2025年分の年末調整も、弥生あんしん。

### 年末調整あんしんガイド

業務を円滑に進めるための役立つ情報をご案内

詳しくはこちちら

弥生給与 Next

Web年末調整申告機能お試しキャンペーン

### 抽選でAmazonギフト券プレゼント

給与ご担当者さまのみのご利用もキャンペーン対象

詳しくはこちちら

しばらくこの画面を表示しない

クリックするとメッセージが閉じますが、次回起動時に再度表示されます。

クリックすると、令和 7 年の年末調整業務に役立つ情報が確認できます。

◆年末調整あんしんガイド

<https://www.yayoi-kk.co.jp/kaike.../nencho/>

弥生

年末調整あんしんガイド

年末調整について知りたい（変更点と注意事項）

### 補足

初めて「年末調整業務を行う」をクリックした際は、年末調整ウィンドウの前面に、「年末調整について知りたい（変更点と注意事項）」のサポート情報画面が表示されます。

令和 7 年（2025 年）分の年末調整を行う上で必要な弥生給与の対応や注意事項、お役立ち情報などがまとめられていますので確認してください。

⇒ [https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page\\_id=24893](https://support.yayoi-kk.co.jp/subcontents.html?page_id=24893)



弥生

年末調整について知りたい（変更点と注意事項）

本年分の変更点

本年分の年末調整業務における注意事項

年末調整の業務の流れ

年末調整お役立ち情報

※ 上記のほか、弥生 PAP 会員向けに、2025 年分年末調整における「顧問先対応のためのお役立ち情報」ページ（要ログイン）も用意していますのでご活用ください。⇒ <https://www.yayoi-kk.co.jp/pap/support/nencho/>

# 1 年末調整ナビへようこそ

## 年末調整ナビについて

年末調整ナビは、年末調整を7つの項目にわけて流れを説明しています。そして、その流れに従って必要な作業画面を表示して年末調整業務を行うことができます。まずは、年末調整ナビの各項目について説明します。

### 年末調整ナビ

④たたむ

#### 1 年末調整ナビへようこそ

#### 2 年末調整の準備をしよう

#### 3 申告書を入力しよう

#### 4 年税額を算出しよう

#### 5 過不足税額を精算しよう

#### 6 法定調書を作成しよう

#### 7 新年度へ更新しよう

[年末調整メニューを表示](#)

#### 1 年末調整ナビへようこそ

年末調整の流れと、年末調整ウィンドウ（画面）について説明しています。

#### 2 年末調整の準備をしよう

事業所や従業員情報の設定確認、対象者の確認、従業員配布用申告書の印刷、「給与/賞与の締め」の作業を説明しています。

#### 3 申告書を入力しよう

「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」「基・配・特・所控除申告書」「住宅ローン控除等申告書」「前職情報」の入力について説明しています。

#### 4 年税額を算出しよう

1年分の給与・賞与等から年税額を算出する作業を説明しています。

#### 5 過不足税額を精算しよう

従業員ごとの還付額・徴収額の確認と精算の作業について説明しています。

#### 6 法定調書を作成しよう

社内保管用の帳票や各種法定調書の印刷、電子提出を行う場合のデータ出力について説明しています。

#### 7 新年度へ更新しよう

年末調整を終了し、新年度へ更新する作業について説明しています。

## 2 年末調整の準備をしよう

[年末調整ナビ] から [2 年末調整の準備をしよう] をクリックします。

### 2 年末調整の準備をしよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

#### 2-1. 制度の確認

本年の年末調整に関する制度上の改変内容を「[2025年分年末調整の変更ポイント](#)」で確認してください。

#### 2-2. 設定の確認

事業所や従業員の情報が正しく設定されていることを確認します。

事業所



従業員 <個人別>



#### 2-3. 年末調整対象者の確認

年末調整の対象となる人、ならない人を確認します。

年末調整の対象とならない人は、[進捗一覧] から [年調対象] の項目を右クリックして [年調対象外にする] を選択します。

[進捗一覧](#)

#### 2-4. 書類の準備

年末調整に必要な用紙をあらかじめ準備します。

保険料控除申告書、基・配・特・所控除申告書については弥生給与から印刷しておくと便利です。

会社名と所在地を印刷します。

[保険料控除申告書印刷](#)

[基・配・特・所控除申告書印刷](#)

また翌年分の年末調整の準備のために扶養控除等申告書を印刷することもできます。

会社の配布方法に合わせて印刷内容を選べます。詳細は「[右のナビ](#)」でご確認ください。

[扶養控除等申告書（翌年分）](#)

[会社情報のみを印刷](#)

[会社情報と従業員情報を合わせて印刷](#)

基・配・特・所控除申告書に記載する給与所得の「所得金額」は、基・配・特・所控除申告書の裏面を参照する必要があります。

裏面については、[国税庁が提供するPDF](#)を入手し、印刷または配布してください。

#### 2-5. 給与/賞与の締め

年末調整の前に本年度最後の給与と賞与の計算をします。

作業内容は精算方法によって異なります。詳細は「[右のナビ](#)」でご確認ください。

### 制度について確認する

ナビから「2025年分年末調整の変更ポイント」をクリックして、本年度の年末調整に関する変更点を確認します。

### 「事業所」と「従業員 <個人別>」の確認

#### <「事業所」の確認>

ナビから「事業所」をクリックします。[事業所] 画面が表示されます。「事業所名」や「住所」、「法人番号」等を確認します。

#### <「従業員 <個人別>」の確認>

ナビから「従業員 <個人別>」をクリックします。従業員の各項目の設定を確認します。特に [住所] タブの「給与支払報告書提出先」が正しく入力されていることを確認します。また本年中に入社、退職した従業員がいる場合は [一般] タブの「入社年月日」や「退職年月日」の入力漏れがないことを確認します。加えて、帳票の印字に必要な「フリガナ」や「非居住者」区分、マイナンバー（個人番号）などが正しく入力されていることを確認しておきましょう。

### 「年末調整を行わない」従業員の確認

ナビから「進捗一覧」をクリックします。[進捗一覧] 画面が表示されます。年末調整を行わない従業員の [年調対象] 列に「×」が表示されていることを確認します。「×」になっていない場合は、該当する従業員の「○」を右クリックして「年調対象外にする」を選択します。

進捗一覧

コード	氏名	年調対象	入社年月日	退職年月日	扶養控除
1005	小松 太郎	○	H.21/04/01		
1007	原島 守	○	H.24/11/01		
1010	中村 一郎	×	H.25/02/01	R.07/11/20	
1055	千葉 貢	○	H.27/04/01		
1060	竹下 桂子	○	H.31/04/01		
1062	金沢 友弘	(乙欄)	H.30/01/04		
1070	谷山 修	○	R.05/04/01		
1077	野口 和也	○	R.07/08/01		
8000	弥生 憲司	○	H.16/04/01		

※ 「乙欄」の従業員は、自動的に年調対象外と判断されます。

※ 年収が 2,000 万円を超える従業員は、年税額を算出した際に自動的に判断されますので、予め「対象外」に設定する必要はありません。

## &lt;セレクトの活用&gt;

セレクトを使うと、従業員の並び順を変更することや、特定の従業員に絞り込むことができます。

1. [セレクト] をクリックします。
2. 条件を指定したい項目にチェックをつけて、リストから指定する内容を選択します。複数の条件を組み合わせることもできます。
3. [OK] をクリックすると、条件に一致する従業員のみが表示されます。

## ■注意■

従業員セレクトを行うと、画面を切り替えて絞り込み状態が保持されている場合がありますので、確認が終わったら解除しておきましょう。絞り込みを解除するには、再度 [セレクト] ボタンをクリックし、「絞り込み条件をクリア」をクリックして [OK] をクリックします。

## 例) 退職者のみを抽出する場合



## 「保険料控除申告書」「基・配・特・所控除申告書」「扶養控除等申告書(翌年分)」の印刷

従業員に配布する「保険料控除申告書」「基・配・特・所控除申告書」「扶養控除等申告書(翌年分)」を印刷します。

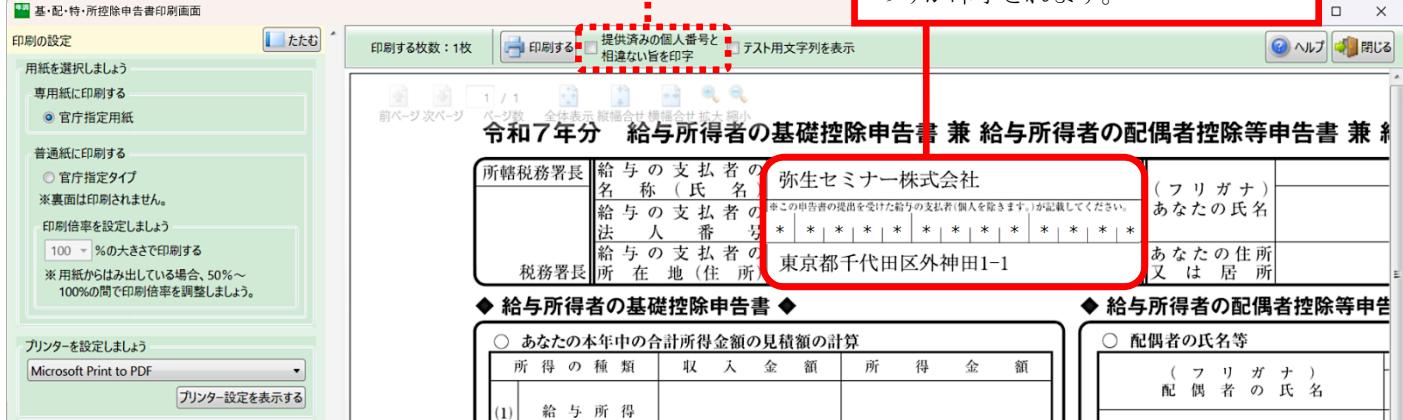
「保険料控除申告書」と「基・配・特・所控除申告書」は、本年分の申告用です。会社名と所在地が印字されたフォームを印刷できます。印刷できるのは、どちらも記入用の1枚目のみです。「基・配・特・所控除申告書」に記載する所得金額を計算するために「基・配・特・所控除申告書」の裏面が必要な場合は、ナビの「国税庁が提供する PDF」をクリックすれば、国税庁のホームページにて提供されている PDF を入手できます。(ナビの  参照)

また、年末調整の際に翌年分の「扶養控除等(異動)申告書」を回収する場合は、「扶養控除等申告書(翌年分)」から印刷できます。

## &lt;「保険料控除申告書」(または「基・配・特・所控除申告書」)の印刷&gt;

1. ナビから「保険料控除申告書印刷」(または「基・配・特・所控除申告書印刷」)をクリックします。  
印刷画面が表示され、右側に「保険料控除申告書」(または「基・配・特・所控除申告書」)のプレビューが表示されます。[給与の支払者の名称(氏名)] [法人番号] [給与の支払者の所在地(住所)]が正しく表示されていることを確認します。※ここでは、給与支払者の名称、法人番号、所在地のみ印字できます。
2. 画面左側の「印刷の設定」で用紙、プリンターを設定します。
3. プレビュー画面の「印刷する」をクリックして「保険料控除申告書」(または「基・配・特・所控除申告書」)を印刷します。

例) [基・配・特・所控除申告書印刷] 画面



### ＜「扶養控除等申告書（翌年分）」の印刷＞

「扶養控除等申告書（翌年分）」は2種類のフォームから選択できます。

「会社情報のみを印刷」を選択すると、給与支払者の名称、法人番号、所在地が印刷されます。 「会社情報と従業員情報を合わせて印刷」を選択すると、会社情報と合わせて従業員と家族の情報が印字されます。

1. ナビから「会社情報のみを印刷」（または「会社情報と従業員情報を含わせて印刷」）をクリックします。

印刷画面が表示され、右側に【令和8年分 扶養控除等申告書】のプレビューが表示されます。給与の支払者の名称、法人番号、所在地が正しく表示されていることを確認します。「会社情報と従業員情報を合わせて印刷」を選択した場合は、本人や家族の情報も確認します。※ここでは翌年分（令和8年分）のみ印刷ができます。

2. 画面左側の【印刷の設定】で用紙、プリンターを設定します。
  3. プレビュー画面の【印刷する】をクリックして【令和8年分 扶養控除等申告書】を印刷します。

## 補足

## ＜マイナンバー（個人番号）の印字について＞

「基・配・特・所控除申告書」と「扶養控除等申告書（翌年分）」については、印刷時に個人番号を印字するかどうか、または個人番号の記載を省略する旨の内容を枠外に印字するかどうかを選択できます。必要に応じてご利用ください。なお、個人番号の印字はマイナンバーの取り扱い担当者でログインしている場合のみ可能です。

例) 扶養控除等申告書（会社・従業員情報）印刷画面



### ■ 「個人番号を印字」を選択する場合の注意 ■

- 印字するには、あらかじめ従業員と家族のマイナンバー（個人番号）の登録が必要です。
  - 法人番号は登録されていればチェックの有無に関係なく印字されます。ただし、給与支払者が個人の場合の「給与支払者の個人番号」は、登録されていても印字されません（保険料控除申告書も同様）。
  - マイナンバーの取り扱い担当者でログインしている必要があります。マイナンバーの取り扱い担当者でない場合は、警告メッセージが表示され、個人番号は印字されません。

## ＜令和8年分の扶養控除等申告書の様式変更について＞

「扶養親族等の所得要件の改正、および特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分より「扶養控除等申告書」の様式が変更されました。

例) 扶養控除等申告書(会社・従業員情報)印刷画面

## 「給与/賞与の締め」の確認

本年最後の給与、賞与計算がすべて終了したら、年末調整の処理を行う前に、本年最後の給与、賞与の締めを確認します。年末調整の精算方法によって手順が異なりますので、注意が必要です。

### ➤ 年末調整の精算を本年最後の「給与支払」で行う場合

本年最後の賞与を入力後、明細をロックし、本年最後の給与明細を入力します。

※ 本年最後の給与明細には、後から精算結果を転記するため、月度更新やロックは行わないでください。

### ➤ 年末調整の精算を本年最後の「賞与支払」で行う場合

本年最後の給与明細をロックし、本年最後の賞与明細を入力します。

※ 給与の1月度への更新は行わないでください。

※ 本年最後の賞与明細には、後から精算結果を転記するため、賞与処理の終了やロックは行わないでください。

### ➤ 年末調整の精算を「現金」で行う場合

本年最後の給与や賞与を入力し、ロックします。

## 3 申告書を入力しよう

[年末調整ナビ] から [3 申告書を入力しよう] をクリックします。

### 3 申告書を入力しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

#### 3-1. 各種申告書への入力

従業員から回収した申告書を基に値を入力します。

[扶養控除等申告書へ](#)

[→残り7人](#)

[保険料控除申告書へ](#)

[→残り7人](#)

[基・配・特・所控除申告書へ](#)

[→残り7人](#)

※配偶者控除を受けない場合は、

[\[配偶者\(特別\)控除を受けない\]](#) に  
チェックを付ける必要があります。

[住宅ローン控除等申告書へ](#)

完了

[前職情報入力へ](#)

完了

「扶養控除等申告書」

「保険料控除申告書」

「基・配・特・所控除申告書」

「住宅ローン控除等申告書」

「前職情報」の入力

従業員から回収した申告書をもとに申告書入力を行います。

### ＜「扶養控除等申告書」の入力＞

1. ナビから「扶養控除等申告書へ」をクリックします。画面右側に【扶養控除等申告書】のプレビューが表示されます。

個人番号をクリックすると「マイナンバー管理」画面が表示され、扶養親族のマイナンバーを登録、修正できます。

※ マイナンバー取り扱い担当者で  
ログインしている場合のみ

個人番号以外の緑色の部分をクリックすると「扶養控除等情報入力」画面が表示され、扶養親族の修正、追加、削除が行えます。

2. 個人番号以外の緑色の部分をクリックして、「扶養控除等情報入力」画面を表示します。

弥生給与本体の「扶養親族等」に設定されている内容が反映されますので、従業員から回収した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を確認しながら必要に応じて修正します。入力が終了したら「OK」をクリックします。

※ ここで追加、修正した内容は弥生給与本体の「扶養親族等」にも反映されます。

扶養控除等情報入力 - 小松 太郎 -

扶養親族等の詳細設定を行う

本人/扶養親族  退職手当等を有する扶養親族

税額計算上の合計 3人

特定扶養親族 0人 老人扶養親族 0人 同居老人親等 1人  
一般の障害者 0人 特別障害者 0人 同居特別障害者 0人

本人情報

寡婦またはひとり親  対象外  障害者に該当する  勤労学生に該当する  未生年者  
 寡婦  ひとり親  一般の障害者  災害者  所得金額調整控除に該当する  
 特別障害者  外国人

扶養親族情報

配偶者  配偶者あり  源泉控除対象配偶者  同一生計配偶者  所得金額調整控除に該当する

名前	フリガナ	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	障害者
小松聖子	コマツセイコ	H.02/06/25	対象外	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 対象外

扶養親族

行追加

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	非居住印字区分	障害者	所得金額調整
小松高志	コマツタカシ	子	H.19/05/05	一般	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	<input checked="" type="radio"/> 対象外	<input type="checkbox"/>
小松恵	コマツエグミ	子	H.23/11/10	年少	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	<input checked="" type="radio"/> 対象外	<input type="checkbox"/>
小松陽子	コマツヨウコ	母	S.29/05/28	老親等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	<input checked="" type="radio"/> 対象外	<input type="checkbox"/>

所得金額調整控除 扶養親族情報

所得金額調整控除に該当する

詳細は P21 参照

扶養親族の追加、削除はこのボタンで行います。

例) 扶養親族を追加  
小松陽子／母／S.29/5/28 生まれ／同居老人親等

OK キャンセル ヘルプ

### ＜扶養親族の【合計所得金額】欄について＞

扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件改正により、令和7年（2025年）12月と令和8年（2026年）1月に、扶養親族等の数の算定方法改正が段階的に行われます。

	令和7年11月以前	令和7年12月	令和8年1月以降
控除対象となる合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>58万円以下</li> <li>特定親族（年齢19歳以上23歳未満）のみ</li> <li>58万円超100万円以下も含む</li> </ul>

これに対応するため、弥生給与26では【扶養控除等情報入力】画面の扶養親族の入力項目に「合計所得金額」欄を追加しました。

例：竹下桂子の「扶養控除等情報入力」画面

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	非居住印字区分	障害者	所得金額調整	合計所得金額
竹下大和	タケシタヤマト	子	H.17/10/05	特定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	対象外	<input type="checkbox"/>	750,000
竹下彩	タケシタアヤ	子	H.20/07/02	一般	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	一般	<input type="checkbox"/>	0

合計所得金額を入力すると上記要件に応じて控除対象かどうかを自動判定し、扶養親族の数を算定します。

改正後（令和7年12月以降）の要件に該当する扶養親族を新規で登録する際は必ず令和7年（2025年）12月度給与に更新し、【法令基準改定】を更新してから登録してください。

詳細は以下「【扶養親族等】画面の合計所得金額を入力するときの注意事項」のサポートページを参照してください。

⇒ [https://support.yayoi-kk.co.jp/faq\\_Subcontents.html?page\\_id=30718](https://support.yayoi-kk.co.jp/faq_Subcontents.html?page_id=30718)

### ＜【退職手当等を有する扶養親族】について＞

令和5年分から追加された「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」に関する情報を入力するための画面です。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族について申告があった場合は、【行追加】ボタンをクリックして入力します。

入力した内容は、源泉徴収票/給与支払報告書に印字されます。

※給与本体には設定箇所はありません。

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	非居住印字区分	障害者	住所	退職所得
小松 太郎										

扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」が記載されている場合は、その情報を入力してください。

この内容について詳しく知りたい

扶養控除等情報入力 - 小松 太郎 -

扶養親族等の詳細設定を行う

本人/扶養親族 退職手当等を有する扶養親族

扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」が記載されている場合は、その情報を入力してください。

この内容について詳しく知りたい

行追加 行挿入 行削除

対象外  
寡婦  
ひとり親

●扶養親族を追加した場合は、マイナンバーの登録も必要です。

### 3. 個人番号をクリックします。

弥生給与本体の【マイナンバー管理】画面が表示されるので、追加した扶養親族のマイナンバーを登録します。

[扶養控除等情報入力] で「所得金額調整控除に該当する」にチェックがついている扶養親族に「○」が表示されます。また、所得金額調整控除の対象扶養親族として、本人が扶養していない家族を登録した場合 (P21「補足」参照) 、その家族のマイナンバーも管理することができます。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族に登録した配偶者または扶養親族 (P12「補足」参照) に「○」が表示されます。

### 4. 入力した内容がプレビュー画面に反映されていることを確認し、進捗状況の【完了】をクリックします。

※【扶養控除等申告書】の入力が不要な従業員は、進捗状況の【不要】を選択します。

### ＜「保険料控除申告書」の入力＞

- 「保険料控除」タブをクリックするか、ナビから「保険料控除申告書へ」をクリックします。画面右側に「保険料控除申告書」のプレビューが表示されます。

2. 水色の部分をクリックして、従業員から回収した「保険料控除申告書」に記入されている保険料の金額を直接入力します。

水色の部分に保険料等の金額を直接入力することで、「合計」や「控除額」は自動計算されます。

- 2-1. [一般の生命保険料] を入力します。

保険会社等の名稱		保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた新保険金等の掛算後の金額)	給与の支払者の認
一般の生命保険料						新・旧	(a) 150,000 円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 150,000 円	△の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	(最高40,000円)	① 40,000 円	計(①+②)×③	40,000 円	(最高40,000円)	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 0 円	△の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	(最高50,000円)	② 0 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 40,000 円	(最高50,000円)	

区分を選択して支払った生命保険料の金額を入力します。

## 2-2. [介護保険料] を入力します。

命 保 險 料 控	介 護 医 療 保 障 保 障 料	(a)の金額の合計額	C 50,000 円	(b)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円) 32,500 円
-----------------------	---	------------	------------	--

支払った介護保険料の金額を入力します。  
例) 支払った保険料 : 50,000 円

## 2-3. [個人年金保険料] を入力します。

除 個 人 年 金 保 險 料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 84,000 円	(b)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円) 40,000 円	(c)の金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高50,000円) 0 円	(d)と(e)のいずれか大きい金額 ④ 40,000 円 計 (④ + ⑤) ⑥ 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 0 円	(b)の金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高50,000円) 0 円	(c)の金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円) 40,000 円	(d)と(e)のいずれか大きい金額 ⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 40,000 円	
計算式I(新保険料等用)※ A、C又はDの金額		計算式II(旧保険料等用)※ B、C又はEの金額		生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 112,500 円
20,000円以下	A、C又はDの金額 25,000円以下	B、C又はEの金額 25,000円以下	B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円	
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円	

支払った個人年金保険料の金額を入力します。  
例) 支払った保険料 : 84,000 円 (新契約)

生命保険料控除額  
計が自動計算されます。

## 2-4. [地震保険料] を入力します。

地 震 保 險 料 控 除	保 險 會 社 等 の 名 称	保 險 等 の 種 類 (目的)	保 險 期 間	保 險 業 者 の 氏 名	地 震 保 險 料 金 額	地 震 保 險 料 金 額	地 震 保 險 料 金 額	地 震 保 險 料 金 額
					(a) 地震 22,000 円	(b) 旧長期 22,000 円	(c) 旧長期 0 円	(d) 旧長期 0 円
(a)のうち地震保険料の金額の合計額					(b) 22,000 円			
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					(c) 0 円			
地 震 保 險 料 控 除 額	(b) の 金 額	(最高50,000円) 22,000 円	+ (c) の金額 (c) の金額が 10,000円を超える場合は、 (c) × 1/2+5,000 円) ※	(最高15,000円) 0 円	= (最高50,000円) 22,000 円			

区分を選択して支払った保険料の金額を入力します。  
例) 支払った保険料 : 22,000 円 (地震)

地震保険料控除額  
が自動計算されます。

## 2-5. [社会保険料控除] [小規模企業共済等掛金控除] を入力します。

社 會 保 險 料 控 除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額 円
	合計 (控除額)			0 円

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計 (控除額)	0 円

3. 入力が完了したら、進捗状況の [完了] をクリックします。

対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。

※ [保険料控除申告書] の入力が不要な従業員は、進捗状況の [不要] を選択します。

従業員選択

セレクト...	
氏名	保険料控除
小松 太郎	<span style="color: green;">✓</span>
原島 守	<span style="color: green;">✓</span>
中村 一郎	<span style="color: green;">✓</span>
千葉 貢	<span style="color: green;">✓</span>
竹下 桂子	<span style="color: green;">✓</span>
金沢 友弘	<span style="color: green;">✓</span>
谷山 修	<span style="color: green;">✓</span>
野口 和也	<span style="color: green;">✓</span>
弥生 憲司	<span style="color: green;">✓</span>

保険料控除申告書 - 小松 太郎

扶養控除等 保険料控除 基配特所 住宅ローン控除等 前職情報

進捗状況

未済 ✓ 完了

途中 ■ 不要

従業員切替
前へ(F6)
次へ(F7)

全体
拡大
縮小

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名稱(氏名)		弥生セミナー株式会社		(フリガナ)		コマツ タロウ	
神田	給与の支払者の法人番号		* * * * *		あなたの氏名		小松 太郎	
	給与の支払者の所在地(住所)		東京都千代田区外神田1-1		あなたの住所又は居所		東京都江戸川区諏訪野	
税務署長								

保険会社等の名稱	保険等の種類	保険期間(又は年金支払期間)	保険契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた部分を除く)の合計額	
						(a) 旧	150,000 円
						(b) 新	

### ＜「基・配・特・所控除申告書」の入力＞

1. 「基・配・特・所」タブをクリックするか、ナビから「基・配・特・所控除申告書へ」をクリックします。画面右側に「基・配・特・所控等申告書」のプレビューが表示されます。

扶養控除等・保険料控除・基配特所・住宅ローン控除等・前職情報

進捗状況: 未済 完了 前へ(F6) 次へ(F7) 個人番号の表示

扶養控除等情報入力

扶養親族の情報が確認・修正できます。

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

**手順2**

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	0 円	0 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0 円	0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)	0 円	0 円

○ 控除額の計算

区分I	132万円以下	95万円
	132万円以上	88万円
	336万円以下	68万円
(A)	336万円以上	63万円
	489万円以下	65万円以下
	489万円以上	90万円以下
	655万円以下	900万円以下
	655万円以上	950万円以下
	900万円以上	1,000万円以下
	1,000万円以上	1,230万円以下
	1,230万円以上	2,400万円以下
	2,400万円以上	2,490万円以下
	2,490万円以上	2,500万円以下

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	0 円	0 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0 円	0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)	0 円	0 円

○ 控除額の計算

区分II	58万円以下かつ年齢70歳以上 (配偶者が該当)	58万円以上かつ年齢70歳未満 (配偶者が該当)
	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)
	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

**手順3**

○ 特定親族の氏名等

配偶者の氏名等	ヨマツ タヨ あなたの氏名 小松 太郎
配偶者の個人番号	ヨマツ タヨ あなたの住所又は居所 東京都江戸川区源訪野町2-228

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	0 円	0 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0 円	0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)	0 円	0 円

○ 控除額の計算

区分II	58万円以下かつ年齢70歳以上 (配偶者が該当)	58万円以上かつ年齢70歳未満 (配偶者が該当)
	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)
	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

**手順4**

○ 特定親族の氏名等

特定親族の氏名等	ヨマツ タヨ 配偶者の氏名
配偶者の個人番号	ヨマツ タヨ 配偶者の個人番号

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 (区分I)及び「扶養控除等の額」の欄に記載して下さい。	58万円以下かつ年齢70歳以上 (配偶者が該当)	58万円以上かつ年齢70歳未満 (配偶者が該当)
	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)	58万円超95万円以下 (配偶者が該当)
	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)	95万円超133万円以下 (配偶者が該当)

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

**手順5**

○ 特別障害者の扶養控除等申告書の記入欄

あなたの自身が特別障害者	(右の欄のみ記載)
同一世帯配偶者又は特別障害者	(右の欄及び欄を記載)
扶養親族等が特別障害者	(右の欄及び欄を記載)
扶養親族が年齢23歳未満(平成15.1.2以後生)	(右の欄のみ記載)

2. 「◆給与所得者の基礎控除申告書◆」に、本人の収入金額を入力します。

自動計算された所得の見積額や、判定された区分が表示されます。

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	6,400,000 円	[1] 4,680,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		[2] 0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		[3] 4,680,000 円

○ 控除額の計算

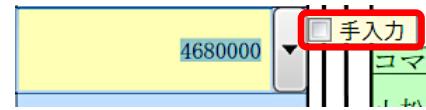
区分	区分 I	区分 II	
(A)	[5] A (左のA~Cを記載)		
	95万円		
	88万円		
	68万円		
(B)		58万円	
	63万円		
	58万円		
	48万円		
(C)		32万円	
	1,000万円超 2,350万円以下		
	900万円超 950万円以下		
	950万円超 1,000万円以下		
		16万円	
	1,000万円超 2,350万円以下		
	2,350万円超 2,400万円以下		
	2,400万円超 2,450万円以下		
		2,450万円超 2,500万円以下	

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

本人の給与収入の見積額を入力します。

例) 給与収入見積額: 6,400,000 円

所得金額を手入力する際は「手入力」にチェックを付けて入力します。



[4]

<項目について>

[1]	給与年収の見積額を基に給与の所得金額が表示されます。
[2]	給与所得以外の所得を入力します。
[3]	[1] と [2] の所得金額の合計が表示されます。
[4]	[3] を基に判定欄の該当する箇所にチェックが付きます。
[5]	[4] で判定された区分に A、B、C の記号がある場合は対応する記号が表示されます。・・・ (区分 I)
[6]	[控除額の計算] の表により基礎控除の額が表示されます。

重要

扶養親族情報で「配偶者あり」にチェックがついている場合は、本人の収入見積額を入力すると「配偶者控除の額」が自動的に表示されます。配偶者（特別）控除を受けない場合は、【配偶者（特別）控除を受けない】にチェックを付けてください。

扶養親族等		保険料控除	基配特所	住宅ローン控除等	前職情報
進捗状況	未済 完了	従業員切替	前へ(F6) 次へ(F7)	給与所得の見積額に課税支給額を転記する	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者(特別)控除を受けない
ふせん	途中 = 不要			従業員を選択して一括転記	<input type="checkbox"/> 個人番号の表示

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書

(1)(2)の合計額 0 円  95万円超133万円以下 (3) 0 円

基礎控除の額 680,000 円

○ 控除額の計算

区分 I			区分 II		
①	②	③	(1) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)	(2) (配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)のうち、配偶者控除を受けない場合)	(3) (配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)のうち、配偶者控除を受けない場合)
1 A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円	2 B 32万円 26万円 26万円 21万円 18万円 11万円 11万円 8万円 4万円 2万円	3 C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円	1 A 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円	2 B 32万円 26万円 26万円 21万円 18万円 11万円 11万円 8万円 4万円 2万円	3 C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

チェックを付けると、配偶者（特別）控除額は計算されなくなります。後で控除を受けることになったときは、チェックを外してから配偶者の収入額を入力してください。

### ＜課税支給額の転記について＞

本年に支給した給与・賞与の課税支給合計を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の「給与所得」の「収入金額」へ転記することができます。以下をもとに金額を集計して表示します。

- [賃金台帳] の [課税支給合計]
  - [前職分情報] の [支払金額] (中途入社した従業員の場合のみ)

扶養控除等	保険料控除	基配特所	住宅ローン控除等	前職情報
進捗状況	従業員切替	給与所得の見積額に課税支給額を転 る		
 ふせん <input checked="" type="checkbox"/> 未済 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 途中 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="button" value="前へ(F6)"/>  <input type="button" value="次へ(F7)"/> 	<input type="checkbox"/> 個人番号の表示		
<input type="checkbox"/> 従業員を選択して一括転記				

令和7年分 紹介文	給与所得者の基礎控除申告書 兼 紹介文	給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 紹介文	
所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	弥生セミナー株式会社	コマツ タロウ
神田 税務署長	給与の支払者の 法 人 號	※この申告書の提出を受けた給与の支払者は個人を除きます。(が記載してください。)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	東京都千代田区外神田1-1	小松 太郎
			あなたの住 所 又 は居 所
			東京都江戸川区

◆ 紹介文

◆ 紹介文

◆ 紹介文

算出対象期間\*を選択します。  
※年税額算出時と同じ期間を選択します。

必要に応じて対象の従業員を絞り込んでから行うこともできます。

集計対象の従業員にチェックを付けます。

課税支給額転記

本年に支給した給与・賞与の課税支給合計を、基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の「給与所得の収入金額」に記入します。

\*業員を選択してください(E)

▼セレクト...

コード	氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 1005	小松 太郎
<input checked="" type="checkbox"/> 1007	原島 守
<input checked="" type="checkbox"/> 1010	中村 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 1055	千葉 貴
<input checked="" type="checkbox"/> 1060	竹下 桂子
<input checked="" type="checkbox"/> 1062	金沢 友弘
<input checked="" type="checkbox"/> 1070	谷山 修
<input checked="" type="checkbox"/> 1077	野口 和也
<input checked="" type="checkbox"/> 8000	弥生 寂司

算出対象期間を選択してください

前年12月度～本年11月度 (B)  
<1か月前にずらす>

本年1月度～12月度 (N)  
<標準>

本年2月度～翌年1月度 (E)  
<1か月後にずらす>

課税支給額転記(I)

キャンセル ヘルプ

### ■課税支給額を転記する際の注意■

- 本年最後の給与・賞与が確定する前に転記した場合は、参考値です。

集計される金額は、転記ボタンをクリックした時点の金額です。本年最後の給与・賞与が確定した後に再度転記して、控除額に誤りがないか確認してください。

なお、所得税法では、「基・配・特・所控除申告書」に記載された所得の見積額に応じて控除額を計算することとされています。記載された見積額が実績と乖離し控除額が変わるのは、従業員へ返却し、記載内容を訂正、再提出されたものを保管することをお勧めします。

3. 「◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆」の【配偶者】欄に配偶者の情報が表示されていることを確認し、配偶者の収入金額を入力します。自動計算された所得の見積額と判定された区分、【配偶者（特別）控除の額】が表示されます。

配偶者の給与収入の見積額を入力します。

例) 給与収入見積額: 1,030,000 円

<補足> 「配偶者控除の額」または「配偶者特別控除の額」に金額が表示されていて配偶者の収入/所得金額が未入力のとき、本人または配偶者の収入/所得金額入力欄(水色の部分)にマウスを充てると下図のメッセージが表示されます。

配偶者（特別）控除を受けない場合は、画面上部の「配偶者（特別）控除を受けない」にチェックを付ける必要があります。

◆ 給与所得者の配偶者控除等																																																																											
○ 配偶者の氏名等																																																																											
(フリガナ) 配偶者の氏名 コマツセイコ																																																																											
小松聖子																																																																											
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 給与所得</td> <td>1,030,000 円</td> <td>[7] 380,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td>[8] 0 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)</td> <td></td> <td>[9] 380,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 給与所得	1,030,000 円	[7] 380,000 円	(2) 給与所得以外の所得の合計額		[8] 0 円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		[9] 380,000 円																																																															
所得の種類	収入金額	所得金額																																																																									
(1) 給与所得	1,030,000 円	[7] 380,000 円																																																																									
(2) 給与所得以外の所得の合計額		[8] 0 円																																																																									
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		[9] 380,000 円																																																																									
○ 控除額の計算																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">区分 II</th> <th colspan="8">区分 II</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th colspan="8">(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>A</td> <td>48万円</td> <td>38万円</td> <td>38万円</td> <td>36万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>32万円</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>24万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>16万円</td> <td>13万円</td> <td>13万円</td> <td>12万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>配偶者控除</td> <td colspan="11">配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>		区分 II			区分 II								①	②	③	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)								区分	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	摘要	配偶者控除	配偶者特別控除										
		区分 II			区分 II																																																																						
	①	②	③	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)																																																																							
区分	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円																																																															
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円																																																															
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円																																																															
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="12">【控除額の計算】の表</th> </tr> <tr> <th colspan="12">※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除の額</td> <td colspan="11">380,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除の額</td> <td colspan="11">0 円</td> </tr> </tbody> </table>	【控除額の計算】の表												※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。												配偶者控除の額	380,000 円											配偶者特別控除の額	0 円																																					
【控除額の計算】の表																																																																											
※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。																																																																											
配偶者控除の額	380,000 円																																																																										
配偶者特別控除の額	0 円																																																																										

<項目について>

[7]	給与収入の見積額を基に給与の所得金額が表示されます。
[8]	給与所得以外の所得を入力します。
[9]	[7] と [8] の所得金額の合計が表示されます。
[10]	[9] を基に判定欄の該当する箇所にチェックが付きます。
[11]	[10] で判定された区分①、②、③、④が表示されます。 ··· (区分 II)
[12]	[控除額の計算] の表に [5] と [11] をあてはめて控除額が表示されます。

<【配偶者（特別）控除の額】の算出方法>

手順 2 で判定された【区分 I】と、手順 3 で判定された【区分 2】を【控除額の計算】の表にあてはめて求められます。

4,680,000 円																																																																								
区分 I																																																																								
A (22万円～C未満)																																																																								
基礎控除の額																																																																								
680,000 円																																																																								
※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。																																																																								
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 給与所得</td> <td>1,030,000 円</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)</td> <td></td> <td>380,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 給与所得	1,030,000 円	380,000 円	(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		380,000 円																																																												
所得の種類	収入金額	所得金額																																																																						
(1) 給与所得	1,030,000 円	380,000 円																																																																						
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円																																																																						
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		380,000 円																																																																						
○ 控除額の計算																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">区分 II</th> <th colspan="8">区分 II</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th colspan="8">(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>A</td> <td>48万円</td> <td>38万円</td> <td>36万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>32万円</td> <td>26万円</td> <td>24万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>16万円</td> <td>13万円</td> <td>12万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>配偶者控除</td> <td colspan="11">配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>		区分 II			区分 II								①	②	③	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)								区分	A	48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		B	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		C	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	摘要	配偶者控除	配偶者特別控除										
		区分 II			区分 II																																																																			
	①	②	③	(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)																																																																				
区分	A	48万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円																																																													
	B	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円																																																													
	C	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円																																																													
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="12">【控除額の計算】の表</th> </tr> <tr> <th colspan="12">※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除の額</td> <td colspan="11">380,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除の額</td> <td colspan="11">0 円</td> </tr> </tbody> </table>	【控除額の計算】の表												※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。												配偶者控除の額	380,000 円											配偶者特別控除の額	0 円																																		
【控除額の計算】の表																																																																								
※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。																																																																								
配偶者控除の額	380,000 円																																																																							
配偶者特別控除の額	0 円																																																																							

#### 4. 「◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆」を確認します。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等		扶養親族の個人番号		特定親族の生年月日		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		非居住者である特定親族生計を一にする事実		特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		特定親族特別控除の額
(フリガナ) 特定親族の氏名		特定親族の個人番号 の統柄		特定親族の生年月日 (平15.1.生~平19.1.生)								円
1					平成 年 月 日						円	
2					平成 年 月 日						円	
○控除額の計算												※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下		
控除額		63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円		

#### 補足

##### ＜特定親族特別控除に該当する扶養親族の入力＞

特定親族特別控除に該当する扶養親族については、【扶養控除等情報入力】画面で「合計所得金額」を入力することで自動判定し、「特定親族特別控除申告書」に扶養親族の情報と「特定親族特別控除の額」が表示されます。

例) 竹下桂子 (配偶者無し、寡婦またはひとり親の対象外)

扶養親族 (竹下大和) の合計所得金額の見積額 : 750,000

1. 「特定親族特別控除申告書」の緑色の項目 (個人番号以外) をクリックします。
2. 【扶養控除等情報入力】ダイアログが表示されるので、竹下大和さんの【合計所得金額】に「750,000」と入力し、【OK】ボタンをクリックして閉じます。

扶養親族

行追加		行挿入		行削除		扶養区分		同居		非居住者		非居住印字区分		障害者		所得金額調整		合計所得金額
氏名	フリガナ	統柄	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	非居住印字区分	障害者	所得金額調整	合計所得金額								
竹下大和	タケシタヤマト	子	H.17/10/05	特定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	対象外		750,000								
竹下彩	タケシタヤア	子	H.20/07/02	一般	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未設定	一般		0								

合計所得金額を入力します。

対象の扶養親族の情報が表示され、合計所得金額をもとに、控除額の計算の表から算出した「特定親族特別控除の額」が表示されます。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等		扶養親族の個人番号		特定親族の生年月日		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		非居住者である特定親族生計を一にする事実		特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		特定親族特別控除の額
(フリガナ) 特定親族の氏名		扶養親族の個人番号 の統柄		特定親族の生年月日 (平15.1.生~平19.1.生)								円
1	タケシタヤマト			子	平成 17 年 10 月 5 日						750,000	630,000
2	竹下大和											円
○控除額の計算												※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額		58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下		
控除額		63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円		

なお、竹下大和さんの合計所得金額は58万円を超えていたため、令和7年分年末調整では「控除対象扶養親族」の対象外となり、「扶養控除等申告書」の「控除対象扶養親族」欄には表示されません。

(参考) 竹下桂子の扶養控除等(異動)申告書画面

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号			老人扶養親族 の統柄	生年月日	特定扶養親族	令和7年中の 所得の見積額	非居住者である親族		
		あなたとの統柄	生年月日	特定扶養親族					生計を一にする事実		
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)	タケシタヤマト	明・大和	昭・平	17	年	10	月	5	日	(該当する場合は○印を付けてください)	円
主たる 給与から 控除対象 扶養親族 B	竹下彩	明・大和	昭・平	20	年	07	月	02	日	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留學 障害者 38万円以上の支払	円
		明・大和	昭・平	20	年	07	月	02	日	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留學 障害者 38万円以上の支払	円

控除対象扶養親族には、竹下彩さんのみ表示されます。

## 5. 「◆所得金額調整控除申告書◆」を確認します。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 <sup>(注2)</sup> (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生活計画者 <sup>(注2)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族 <sup>(注2)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平成15.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生活計画者又は扶養親族の氏名 ハラシマミドリ	左記の者の個人番号 あなたと左記の者の住所又は居所が左記の者の左記の者の本年中の異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日 明・大・昭 年 月 日	特別障害者に該当する事実 <input type="checkbox"/> 扶養親族等 <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。  
 2 「特別障害者」、「同一生活計画者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

## 補足

### 〈所得金額調整控除の適用を受ける場合の「基・配・特・所控除申告書」の入力〉

所得金額調整控除の対象となる従業員については、「所得金額調整控除申告書」を入力した上で、自動計算された本人の所得金額から控除額を差し引く必要があります。

例) 原島守 (給与収入が 850 万円を超えており、かつ 23 歳未満の扶養親族がいる)

本人の給与収入見積額 : 11,400,000

配偶者の給与収入見積額 : 1,230,000

所得金額調整控除額の適用要件 : 扶養親族が年齢 23 歳未満 (原島緑)

まず、手順 2 (P17)、手順 3 (P19) に従って、本人および配偶者の給与収入見積額を「基礎控除申告書」「配偶者控除申告書」へ入力した後、「所得金額調整控除申告書」を入力します。

3. 「所得金額調整控除申告書」の緑色の項目 (個人番号以外) をクリックします。

4. 「扶養控除等情報入力」ダイアログが表示されるので、原島緑さんの [所得金額調整] にチェックを付け、[OK] ボタンをクリックして閉じます。

「所得金額調整控除申告書」の該当する要件にチェックが付き、対象の扶養親族の情報が表示されます。

要件にチェックが付き、対象の扶養親族の情報が表示されます。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 <sup>(注2)</sup> (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生活計画者 <sup>(注2)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族 <sup>(注2)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平成15.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生活計画者又は扶養親族の氏名 ハラシマミドリ	左記の者の個人番号 あなたと左記の者の住所又は居所が左記の者の左記の者の本年中の異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日 明・大・昭 年 月 日	特別障害者に該当する事実 <input type="checkbox"/> 扶養親族等 <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。  
 2 「特別障害者」、「同一生活計画者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

次に、所得金額調整控除額を計算し、「基礎控除申告書」の自動計算された本人の所得金額を、所得金額調整控除額を差し引いた金額に修正します。所得金額調整控除額は以下の計算式で計算します。

### 〈所得金額調整控除額の計算〉

所得金額調整控除額 = (給与収入見積額※ - 850 万円) × 10%

※1,000万円を超える場合は「1,000万円」で計算します。

## —計算例—

給与収入見積額が900万円の場合 ・・・  $(900\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% = 5\text{万円}$

給与収入見積額が1,140万円の場合・・・(1,000万円-850万円)×10% = 15万円

3. 「基礎控除申告書」の「所得金額」欄をクリックします。
  4. 「手入力」にチェックを付けて、所得金額調整控除額を差し引いた 930 万円（945 万円 - 15 万円）を入力します。

## ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所 得 の 種 類	収 入 金 額	所 得 金 額
(1) 紙 与 所 得	11,400,000 円	9300000
(2) 紙 与 所 得 以 外 の 所 得 の 合 计 額		0
<input checked="" type="checkbox"/> 手入力		

チェックを付けてから  
金額を入力します。

6. 入力が完了したら、進捗状況の「完了」をクリックします。

対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。

給与本体へ
進捗一覧
年調明細個人別
年調明細一覧
年税額算出
過不足税額一覧
ヘルプ

従業員選択
たたむ 基・配・特・所控除申告書 - 小松 太郎
広げる

セレクト...
扶養控除等 保険料控除 基配特所 住宅ローン控除等 前職情報

氏名
基配特所

小松 太郎	✓
原島 守	✓
中村 一郎	✓
千葉 黄	✓
竹下 桂子	✓
金沢 友弘	✓
谷山 修	✓
野口 和也	✓
弥生 審司	✓

進捗状況
従業員切替
給与所得の見積額に課税支給額を転記する

未済
完了
個人番号の表示

途中
不要
従業員を選択して一括転記

ふせん
前へ(F6)
次へ(F7)
配偶者(特別)控除を受けた場合

### ＜「住宅ローン控除等申告書」の入力＞

1. 「住宅ローン控除等」タブをクリックするか、ナビから「住宅ローン控除等申告書へ」をクリックします。画面右側に「住宅借入金等特別控除情報」が表示されます。

住宅ローン控除等申告書 小松 太郎

扶養控除等 保険料控除 基本特許 住宅ローン控除等 前職情報

進歩状況 未済 完了 従業員切替 前へ(F6) 次へ(F7) 全体 押す

ふせん 途中 不要

住宅借入金等特別控除情報

住宅借入金等特別控除適用数 0

住宅借入金等特別控除額の合計額 0

居住開始年月日 住宅借入金等特別控除区分 住宅借入金等年未残高

1回目

クリックすると、住宅ローン控除等申告書の  
入力方法を説明したサポートページが表示さ  
れます。

弥生

トップページ フルサポート 業務情報 よくあ

ID:ida24999  
住宅借入金等特別控除情報は、住宅ローン控除を受ける従業員にのみ、入力が必要です。対象となる従業員から提出した「給与所得者控除(特定増改算等)住宅借入金等特別控除申告書」を基に入力します。

【特定増改算】住宅借入金等特別控除申告書を入力する

【年未残額】の「[3.申告書を入力しよう]」から「[住宅ローン控除等申告書へ]」をクリックします。  
「[住宅ローン控除等申告書]」画面が表示されます。  
「[住宅借入金等特別控除適用数]」に「1」を入力します。複数の住宅ローン控除を受ける場合はその数を入力します。

住宅借入金等特別控除申告書  
入力方法説明(参考)  
住宅借入金等特別控除適用数  
住宅借入金等特別控除区分  
年未残額  
年未残額区分  
1回目

メモ  
▶ 住宅借入金等特別控除適用数には何を入力すればいいですか?  
その年度の年未残額で、従業員が適用を受ける住宅ローン控除の数を入力します。

2. 従業員から回収した「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 兼 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書」をもとに、「住宅借入金等特別控除適用数」を入力します。
  3. 適用数を入力すると、設定した回数分の入力欄が表示されますので、それぞれの「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除区分」「住宅借入金等年末残高」を入力します。

住宅借入金等特別控除情報

入力方法を詳しく知りたい			
住宅借入金等特別控除適用数	1		
住宅借入金等特別控除額の合計額	97,500		
	居住開始年月日	住宅借入金等特別控除区分	住宅借入金等年末残高
1回目	R.03/07/24	住(特)	19,500,000

適用数を入力すると、控除額等の入力ができるようになります。

※ [住宅借入金等特別控除適用数]には適用を受ける住宅ローンの数を入力します。例えば、住宅を増改築した時や、別の住宅を取得した時に再度住宅ローン控除を受ける場合は、適用数は「2」以上になります。

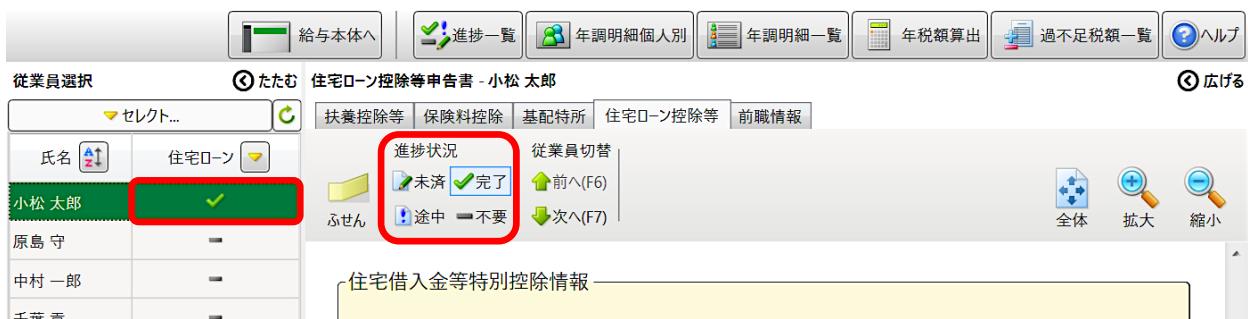
控除額を入力します。適用数が複数の場合は、その合計額を入力します。

適用数を複数に設定すると、ここに 2 回目以降の入力欄が表示され、それぞれの居住開始年月日等が入力できます。（最大 6 回目まで入力可能）

4. 入力が完了したら、進捗状況の【完了】をクリックします。

対象の従業員のアイコンがチェックマークに変わります。

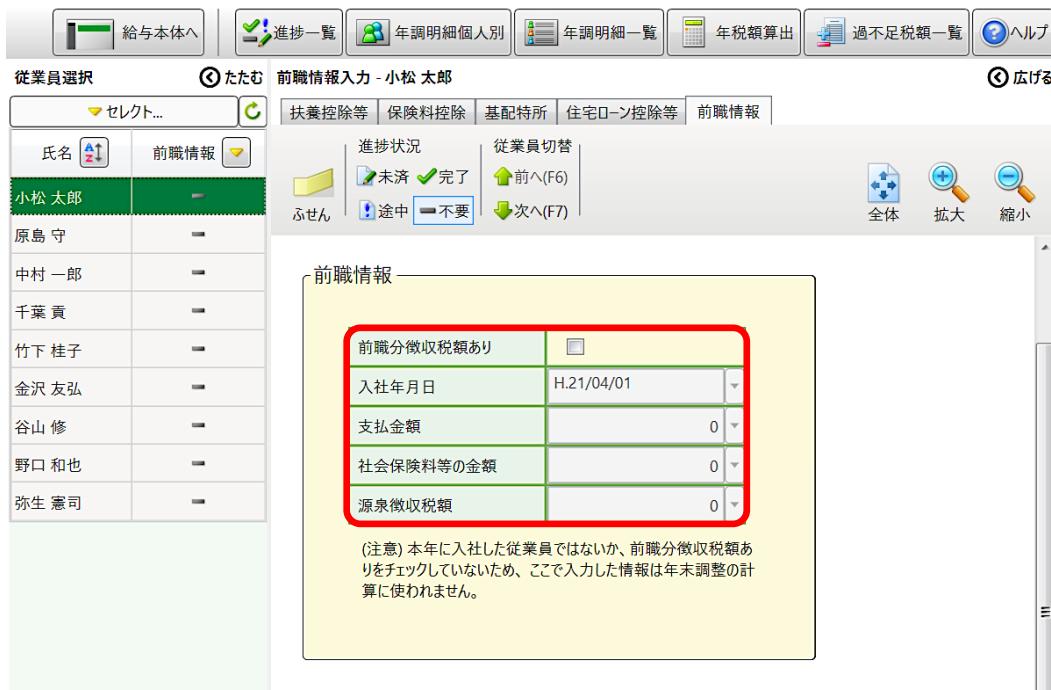
※ 住宅ローン控除のない従業員は、進捗状況を【不要】のままにします。



<「前職情報」の入力>

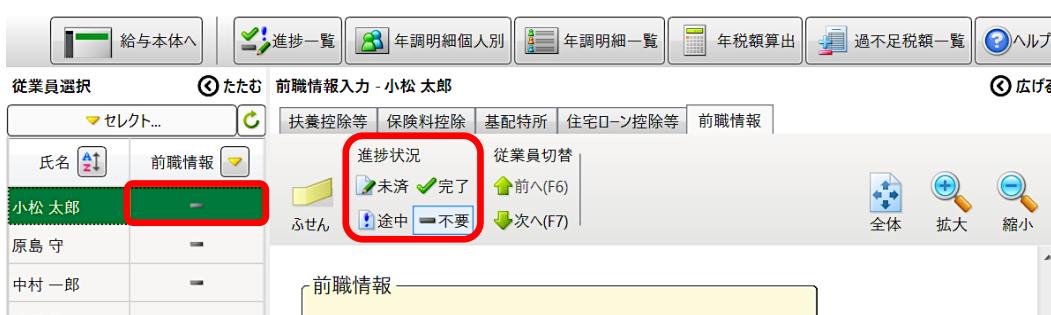
1. 本年中に入社した従業員で前職の徴収税額がある場合は、「前職情報」タブをクリックするか、ナビから「前職情報入力へ」をクリックします。画面右側に【前職情報】が表示されます。

2. 弥生給与本体の従業員情報で設定されている「前職分情報」が反映されますので、入力されていない場合は、【前職分徴収税額あり】にチェックをつけて、各項目を入力します。



3. 入力が完了したら、進捗状況の【完了】をクリックします。

※ 前職分情報のない従業員は、進捗状況を【不要】のままにします。



## ■ 入力画面を切り替える方法について ■

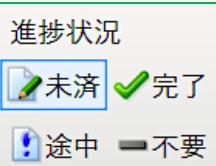
同じ従業員の他の申告書を入力するには、タブをクリックして申告書を切り替えます。

申告書の種類を変えずに他の従業員を入力する場合は、[従業員選択] から従業員を選択するか、[従業員切替] で「次へ」(または「前へ」) を選択して従業員を切り替えます。



### 補足

#### <進捗状況の使い方>



[進捗状況] の設定は、作業の漏れや進捗を確認するためのものです。確認、入力が完了した場合は [完了]、申告が不要な場合は [不要]、入力が途中の場合は [途中]、確認や入力をしていない場合は [未済] を選択します。また、年末調整ナビの残り人数には、[途中] と [未済] が選択されている従業員数が表示されます。

#### 3 申告書を入力しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

##### 3-1. 各種申告書への入力

従業員から回収した申告書を基に値を入力します。

[扶養控除等申告書へ](#)  
→ 残り6人

[保険料控除申告書へ](#)  
→ 残り6人

[基・配・特・所控除申告書へ](#)  
→ 残り6人

※配偶者控除を受けない場合は、  
[配偶者(特別)控除を受けない] に  
チェックを付ける必要があります。

[住宅ローン控除等申告書へ](#)

完了

[前職情報入力へ](#)

完了

各申告書の進捗状況が「未済」または「途中」の人数が表示されます。

クリックすると、対象の従業員のみが絞り込まれた状態（セレクトされた状態）で表示されます。

すべての従業員の進捗状況が「完了」または「不要」になっている場合は「完了」と表示されます。

## 4 年税額を算出しよう

年末調整ナビから [4 年税額を算出しよう] をクリックします。

### 4 年税額を算出しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

#### 4-1. 年間の給与と賞与の集計

1年分の給与・賞与等から年税額を算出します。

[年税額を算出する](#)

[一残り9人](#)

本年に支給された給与/賞与のうち、弥生給与に入力されてないものがある場合は明細入力から合計額を直接入力します。

(すべての給与・賞与等が弥生給与に入力済みの場合は不要です)

[年調明細個人別](#)

[年調明細一覧](#)

#### 4-2. 年税額の確認

入力値や年税額の確認を行います。

確認には次の画面が便利です。

[年調明細個人別](#)

[年調明細一覧](#)

### 年税額を算出する

1年分の給与・賞与等から年税額を算出します。

重要

[セレクト] に「絞り込み中」と表示されている場合は、解除してから処理を行ってください。

1. ナビから [年税額を算出する] をクリックします。

2. [年税額算出] 画面が表示されます。



3. 年税額を算出する従業員にチェックが付いていることを確認します。

4. [算出対象期間を選択してください] から、税額を算出する対象期間を選択します。 (P47 参考資料② 参照)

5. [算出実行] をクリックします。

### 補足

年税額の算出は、何度も実行できます。再度算出する場合は、ナビから [年税額を算出する] をクリックして [年税額算出] 画面を再度表示します。一度でも年税額算出を行うと [年税額算出] にチェックマークが表示されますが、従業員にチェックをつけると [算出実行] が行えます。



## [年調明細個人別] で年税額を確認する

算出結果を確認します。

1. ナビから [年調明細個人別] をクリックします。
2. 従業員の明細内容を確認します。

**<例：小松太郎>**

P28 「補足」参照

印刷する場合は[印刷]をクリックします。

年間の合計額が集計されています。水色の欄は直接修正することができます。（下記「補足」参照）

**<参考>**  
集計の結果 2,000 万円を超えた従業員は、「年調対象」欄に「(2,000万超)」と表示されます。

申告書の入力内容と控除額が表示されています。

扶養控除額が計算されています。

年税額や差引過不足税額が表示されます。

扶養控除等

区分	金額
扶養者の控除額	380,000
特定親族特別控除額	0
扶養控除額	960,000
寡婦・ひとり親控除額	0
勤労学生控除額	0
基礎控除額	680,000
(小計)	2,020,000

区分	金額
所得控除額合計	3,217,585
差引課税給与所得	1,504,000
算出所得税額	75,200

区分	金額
住宅ローン控除等	
居住開始年月日(1回目)	R.03/07/24
居住開始年月日(2回目)	
控除額合計	97,500

区分	金額
年調所得税額	0
年調年税額	0
差引過不足税額	△160,152

### 補足

「年間支給額」の水色の欄は直接入力できますが、入力した金額は賃金台帳に反映されません。弥生給与で賃金台帳を保存する必要が無く、年末調整だけを行う場合に入力してください。ただし、年税額の算出を行うと手入力前の金額に戻りますのでご注意ください。

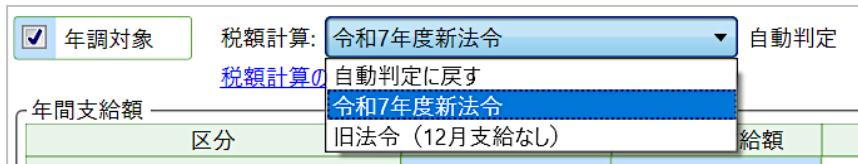
## 税額計算について

令和7年度税制改正により、令和7年12月以降に給与や賞与の支払いを受けている場合と、そうでない場合で年税額の算出方法が異なります。

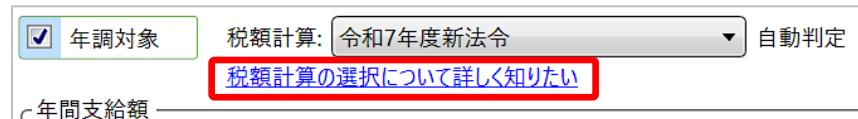
- 令和7年12月以降に支給がある（課税支給額が1円以上ある）場合：改定後の新法令「令和7年度新法令」

- 令和7年12月以降に支給がない（課税支給額が0円）場合：改定前の旧法令「旧法令（12月支給なし）」

弥生給与では、年税額の算出を実行すると自動判定して法令を適用しますが、手動で適用法令を変更することができます。



【税額計算】に関する詳細は、【税額計算の選択について詳しく知りたい】をクリックして表示されるサポートページを参照してください。



(参考) 税額計算を「旧法令（12月支給なし）」で算出した場合、源泉徴収票/給与支払報告書の欄外

(下余白)に「改正前適用」と表示されます。

支 払 者	個人番号又は 法人番号	*****
支 払 者	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区外神田1-1
支 払 者	氏名又は名称	弥生セミナー株式会社
		(電話)03-5207-***1

(改正前適用)

## 通勤手当の非課税限度額の改正について

令和7年8月7日に人事院勧告が行われ、自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の非課税限度額の引き上げが勧告されました。改正された場合、令和7年4月まで遡って適用となる可能性があり、令和7年の年末調整での対応が必要となることを予告しています。

法案が正式に可決されましたら、弥生給与でも対応が必要です。

法令基準の適用や、非課税となる通勤手当の対処方法など、必要な対応のサポート情報が提供されますので必ずご確認ください。

今後の動向と対応については、弥生ホームページの「年末調整あんしんガイド」を参照してください。

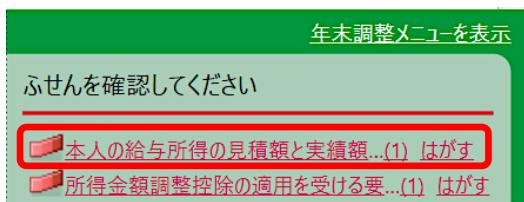
(この内容は、2025年10月31日時点の情報で記載しています。)

## ■ 「ふせんを確認してください」が表示された場合 ■

確認や何か対処が必要な場合など、システム（弥生給与）がお知らせしたいことがある場合に赤いふせんが貼られます。これを「システムふせん」といいます。システムふせんが貼られたら、内容を確認し、必要な確認作業や処理を行ってからはがしてください。システムふせんが貼られた状態では、過不足税額の精算や新年度更新を行うことはできません。

## ■ システムふせんが表示される要因と対処法 ■

### システムふせん「本人の給与所得の見積額と実績額の乖離により控除額が異なります」



要 因：申告書へ入力した本人の給与所得（見積額）による判定と、給与データ上で集計された実際の所得額をあてはめた判定が異なるために表示されます。

対処法：【基・配・特・所控除申告書】の本人の収入金額の見積額を修正します。

- 本人の給与収入見積額は 1,184 万円と申告されていたが、実際は 840 万円だった。（例：千葉貢）

#### 申告書へ入力した見積額からの判定

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	11,840,000 円	9,740,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		9,740,000 円

○ 控除額の計算		
□ 132万円以下	95万円	区分 I
□ 132万円超 336万円以下	88万円	
□ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円	C (左のA~Cを記載)
□ 489万円超 655万円以下	63万円	
□ 655万円超 900万円以下	58万円	
□ 900万円超 950万円以下 (B)	58万円	
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	58万円	
□ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	
□ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
□ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
□ 2,450万円超 2,500万円以下		

※「区分 I」及び「基礎控除額の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

貢さんが申告した給与収入見積額は 1,184 万円  
所得金額は 974 万円（所得金額調整控除を差し引き済み）

給与所得金額 974 万円は、950 万円超 1,000 万円以下

判定は「C」

判定の不一致

判定は「A」

給与所得金額 646 万円は、900 万円以下

給与データ上で集計された実際の給与収入額は 840 万円  
自動計算された所得金額は 646 万円

対処法

年間支給額	
区分	課税支給額
給料・手当等	6,480,000
賞与等	1,920,000
前職分	0
現物	0
合計	8,400,000

給与所得控除後の金額	6,460,000
所得金額調整控除額	0
給与所得控除後の金額(調整控除後)	6,460,000

千葉貢さんの給与収入見積額を実績額に修正します。

判定の区分が一致すると、「本人の給与所得の見積額と実績額の乖離により控除額が異なります」のシステムふせんは自動的にはがれます。そして、年税額の計算後に本人の収入金額を変更したため、「年税額が再計算された」のシステムふせんが表示されます。計算結果を確認して、ふせんをはがします。

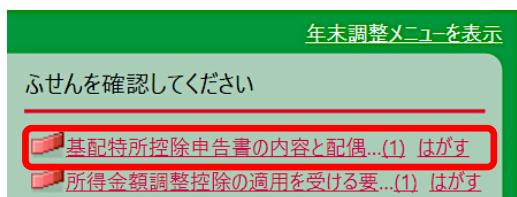
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,400,000 円	6,460,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,460,000 円

○ 控除額の計算		
□ 132万円以下	95万円	区分 I
□ 132万円超 336万円以下	88万円	
□ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円	A (左のA~Cを記載)
□ 489万円超 655万円以下	63万円	
□ 655万円超 900万円以下	58万円	
□ 900万円超 950万円以下 (B)	58万円	
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	58万円	
□ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	
□ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
□ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
□ 2,450万円超 2,500万円以下		

※「区分 I」及び「基礎控除額の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

## システムふせん「基配特所控除申告書の内容と配偶者の設定が一致していません」



要 因：申告書の本人と配偶者の合計所得（見積額）による配偶者の要件と、扶養親族情報の設定内容が一致していないために表示されます。

対処法：扶養親族情報の配偶者の設定、もしくは【基・配・特・所控除申告書】に入力した配偶者の収入金額の、どちらか間違っている方を修正します。

- 本人の給与収入金額を修正したため所得金額が900万円以下となり、配偶者（特別）控除の対象となつた。  
配偶者に収入はない。（例：千葉貢）

### 申告書の本人と配偶者の合計所得（見積額）

#### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,400,000 円	6,460,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		6,460,000 円

○ 控除額の計算

	132万円以下	95万円
<input type="checkbox"/>	132万円以下	95万円
<input type="checkbox"/>	132万円超	336万円以下
<input type="checkbox"/>	336万円超	489万円以下
<input checked="" type="checkbox"/>	489万円超	655万円以下

(A) 95万円  
88万円  
68万円  
63万円

区分 I  
A (左のA~Cを記載)

#### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等		
( フ リ ガ ナ ) 配偶者の氏名	配偶者の個人 あなたと配偶者の住所又は異なる場合の配偶者の住所又	
チバエリ		
千葉恵里		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		0 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		0 円

本人の合計所得金額の見積額が900万円以下、かつ配偶者の合計所得の見積額が95万円以下のため、配偶者は源泉控除対象配偶者に該当します。

対処法

配偶者に収入はないので扶養親族情報を修正します。

扶養控除等情報入力 - 千葉 貢 -

扶養親族等の詳細設定を行う

扶養親族情報

配偶者

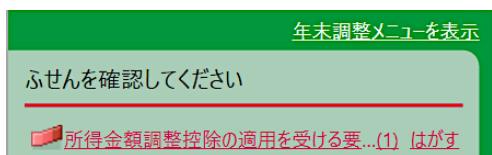
配偶者あり  源泉控除対象配偶者  同一生計配偶者  所得金額調整控除に該当する

名前	生年月日	扶養区分	同居	非居住者	障害者
千葉恵里	2000/01/01	対象外	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象外

「源泉控除対象配偶者」にチェックを付けます。

このケースでは、【扶養控除等情報入力】ダイアログの【OK】ボタンをクリックすると、年税額の再算出を促すメッセージが表示され、「はい」をクリックすると年税額が再算出されます。配偶者の区分が一致すると、「基配特所控除申告書の内容と配偶者の設定が一致していません」のシステムふせんは自動的にはがれます。「扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」に配偶者名が表示されたことを確認しておきましょう。

## システムふせん「所得金額調整控除の適用を受ける要件を満たしていません」



要 因：給与データ上で集計した本人の収入の実績額が、所得金額調整控除の適用が受けられる収入金額に達していないにもかかわらず、扶養親族情報で所得金額調整控除の対象者が設定されているために表示されます。

対処法：扶養親族情報を修正します。

- 給与収入の見積額（1,184万円）をもとに、所得金額調整控除の設定をしていたが、年税額算出により集計された実績額が840万円だったため、所得金額調整控除は適用されない。（例：千葉貢）

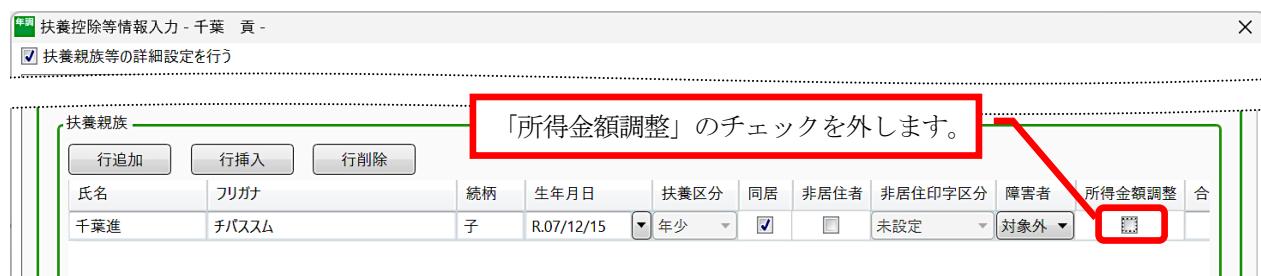
### 給与データ上の給与収入の実績額

年間支給額	
区分	課税支給額
給料・手当等	6,480,000
賞与等	1,920,000
前職分	0
現物	0
合計	8,400,000
給与所得控除後の金額	6,460,000
所得金額調整控除額	0
給与所得控除後の金額(調整控除後)	6,460,000

本人の給与収入の実績額が850万円以下のため、所得金額調整控除は適用されません。

対処法

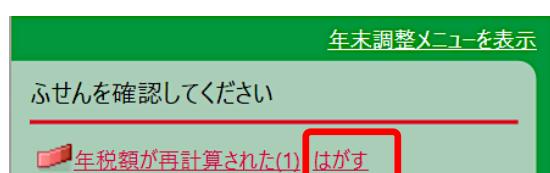
扶養親族情報を修正します。



所得金額調整控除の要件が一致すると、「所得金額調整控除の適用を受ける要件を満たしません」のシステムふせんは自動的にはがれます。「所得金額調整控除申告書」に要件と扶養親族情報が表示されなくなったことを確認しておきましょう。

そして、年税額の計算後に本人の収入金額を変更したため、「年税額が再計算された」のシステムふせんが表示されます。計算結果を確認して、ふせんをはがします。

### ■ システムふせんのはがし方 ■



従業員の確認と必要な処理が完了したら「ふせんを確認してください」の「はがす」をクリックして、ふせんをはがします。

## システムふせんの種類

「本人の給与所得の見積額と実績額の乖離により控除額が異なります」	「基・配・特・所控除申告書」に入力した本人の給与所得の見積額から判定された区分Ⅰが、給与データ上の実績額から判定したものと異なり、控除額に差異が発生する場合に表示されます。誤りを修正すると自動的にはがれます。
「基・配・特・所控除申告書の内容と配偶者の設定が一致していません」	「基・配・特・所控除申告書」に入力した所得金額を基に本人や配偶者を判定した結果と扶養控除等情報の設定内容が異なる場合に表示されます。設定内容の誤りを修正すると自動的にはがれます。
「所得金額調整控除の適用を受ける要件を満たしていません」	「所得金額調整控除に該当する」（または「所得金額調整」）にチェックが付いているが、所得金額調整控除の要件を満たしていない場合に表示されます。設定の誤りを修正すると自動的にはがれます。
「寡婦・ひとり親の設定が要件を満たしていません」	従業員本人の設定で「寡婦」または「ひとり親」が選択されているが、寡婦・ひとり親控除の要件を満たしていない場合に表示されます。設定の誤りを修正すると自動的にはがれます。
「年税額が再計算された」	年税額の算出後に、年税額に影響する内容が更新された場合に表示されます。内容や年税額を確認してはがします。
「年税額の再算出必要」	年税額の算出後に、年税額に影響する内容が更新された場合に表示されます。内容を確認して年税額を再算出します。再算出をすると自動的にはがれます。
「再精算が必要」	過不足税額の精算後、年税額に影響する内容が更新された場合に表示されます。内容を確認して過不足税額を再精算します。再精算すると自動的にはがれます。
「住宅借入金等特別控除額を入力してください」	「住宅ローン控除等申告書」の「居住開始年月日」が入力されていて、「住宅借入金等特別控除額」が入力されていない場合に表示されます。「住宅借入金等特別控除額」を入力してはがします。
「居住開始年月日を入力してください」	「住宅ローン控除等申告書」の「住宅借入金等特別控除額」が入力されていて「居住開始年月日」が入力されていない場合に表示されます。「居住開始年月日」を入力してはがします。
「居住開始年月日は平成 11 年（1999 年）1 月 1 日以降を入力してください」	「住宅ローン控除等申告書」の「居住開始年月日」が正しく入力されていない場合、このふせんが表示されます。正しい日付を入力してはがします。
「入力した居住開始年月日の住宅ローン控除期間は終了しています」	「住宅ローン控除等申告書」の「居住開始年月日」が正しく入力されていない場合、このふせんが表示されます。正しい日付を入力してはがします。
「12 月 1 日以降給与がないため、旧法令で年税額算出されます」	令和 7 年 12 月 1 日以降、給与・賞与がない（課税支給が 0）場合に表示されます。旧法令の対象者として処理を続ける場合はふせんをはがします。
「自動判定と異なる法令を税額計算に設定しています」	「年調明細個人別」の「税額計算」を手動で変更し、適用すべき法令とは異なる法令が適用されている場合に、このふせんが表示されます。設定している法令を適用して処理を続ける場合はふせんをはがします。

## 5 過不足税額を精算しよう

年末調整ナビから【5 過不足税額を精算しよう】をクリックします。

### 5 過不足税額を精算しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

#### 5-1. 過不足税額の確認・精算

従業員ごとの還付額・徴収額を過不足税額一覧で確認し、精算を行います。

[過不足税額一覧](#)

#### 5-2. 給与・賞与精算結果の確認

現金精算の場合は、この手順は不要です。  
精算が正しく行われているかどうか給与明細・賞与明細で確認します。

[給与明細](#)   
[賞与明細](#) 

#### 5-3. 現金精算用の準備

給与・賞与精算の場合は、この手順は不要です。

金種表から現金の種別・枚数を確認し、準備します。

[金種表](#)

従業員への配布用に、年調明細書を印刷します。

[年調明細個人別](#)

#### 5-4. 徴収税額の納付

追加徴収した年税額を期日までに税務署・金融機関等に納付します。

精算実行前は「未精算」と表示されています。

### 「過不足税額一覧」の集計と精算

従業員ごとの還付額・徴収額を過不足税額一覧で確認して、精算を行います。

重要

【セレクト】に「絞り込み中」と表示されている場合は、解除してから処理を行ってください。

1. ナビから【過不足税額一覧】をクリックします。

【過不足税額一覧】画面が表示されます。

2. 【集計】をクリックします。



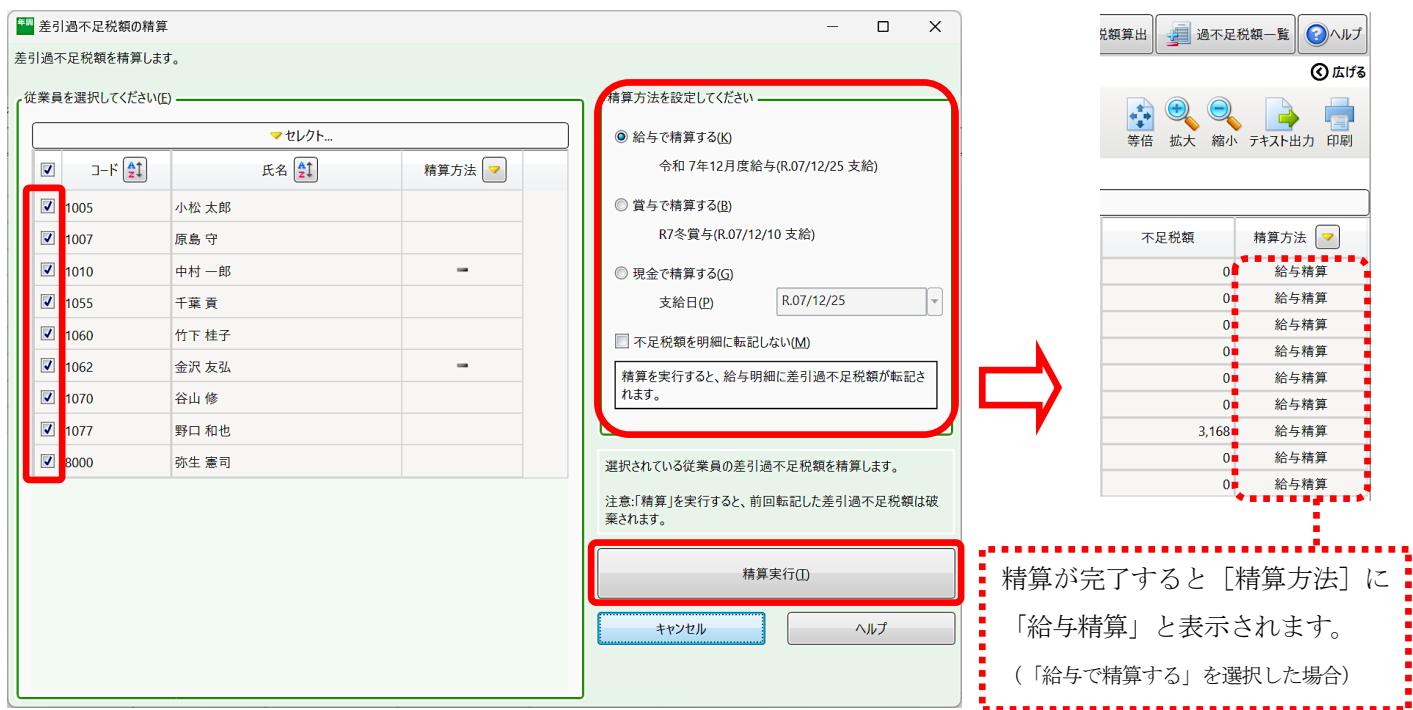
3. 過納税額（還付額）や不足税額（徴収額）など集計された金額を確認して【精算】をクリックします。



氏名	徴収済税額	年調年税額	過納税額	不足税額	精算方法
小松 太郎	160,152	0	160,152	0	未精算
原島 守	1,115,342	961,800	153,542	0	未精算
中村 一郎	301,745	0	0	0	未精算
千葉 貢	521,194	399,900	121,294	0	未精算
竹下 桂子	172,900	139,600	33,300	0	未精算
金沢 友弘	552,250	0	0	0	未精算
谷山 修	111,632	114,800	0	3,168	未精算
野口 和也	71,546	37,300	34,246	0	未精算
弥生 憲司	2,962,035	2,722,500	239,535	0	未精算
合計	5,968,796	4,375,900	742,069	3,168	

4. 精算を行う従業員にチェックが付いていることを確認します。

5. 【精算方法】を選択して【精算実行】をクリックします。



## 補足

〔精算実行〕は、何度でもできますが、一度でも実行すると〔精算方法〕に実行済みの精算方法が表示されます。精算をやり直したい場合は、精算を行う従業員にチェックをつけて〔精算実行〕をクリックします。

過不足税額が正しく転記されているかを確認 ※「現金で精算する」を選択した場合は不要です。

過不足税額が明細書に転記されたことを確認します。

1. ナビから【給与明細】（賞与で精算した場合は【賞与明細】）をクリックします。
  2. 【繰越・その他】欄の【年末調整還付】または【年末調整徴収】の項目に、正しい還付（徴収）税額が転記されていることを確認します。

令和 7年12月分給与 <個人別>		令和 7年12月分給与 <個人別>		
従業員(M):	小松太郎	名	支給日: 令和 7年12月25日	
勤怠	支給	控除	繰越・その他	
所定就労日	20.00	基本給(月給)	300,000	
出勤日数	20.00	役員報酬	0	
休日出勤日数	0.00	役付手当	50,000	
法休出勤日数	0.00	家族手当	30,000	
欠勤日数	0.00	住宅手当	10,000	
有休日数	0.00	皆勤手当	10,000	
特別休暇日数	0.00	精勤手当	0	
所定労働時間	160:00	非課税通勤費	20,000	
実働時間	0.00	課課税通勤費	0	
遅刻早退回数	0.00	現物非税通勤	0	
遅刻早退時間	0.00	現物課税通勤	0	
普通残業時間	3:00	普通残業手当	8,672	
深夜残業時間	0.00	深夜残業手当	0	
		欠勤控除	0	
		遅刻早退控除	0	
		課税昇給差額	0	
		非税昇給差額	0	
	支給合計	428,672	控除合計	103,328
			年末調整還付	160,152
			年末調整収支	0
			その他合計	160,152
			差引支給合計	485,496
			振込支給額	
			振込支給1	485,496
			振込支給2	0
			振込支給3	0
			振込支給合計	485,496
			現金支給額	0
			現物支給額	0

3. 「給与（賞与）明細書」を印刷し、すべての従業員の明細書をロックします。

## 6 法定調書を作成しよう

年末調整ナビから [6 法定調書を作成しよう] をクリックします。

### 6 法定調書を作成しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

#### 6-1. 保管用帳票の印刷

社内で利用するための保管用帳票を印刷します。

[源泉徴収簿](#)

#### 6-2. 電子提出の必要性の確認

過去に提出した法定調書の枚数に応じて電子提出の必要性があるか確認します。

詳細は「[右のナビ](#)」でご確認ください。

##### 6-2-1. 紙で提出を行う場合

税務署・市区町村に提出したり、従業員に配布したりするための帳票を印刷します。

[源泉徴収票/給与支払報告書](#)

[給与支払報告書（総括表）](#)

[法定調書合計表](#)

##### 6-2-2. 電子提出を行う場合

電子提出用データの出力と、従業員に配布する源泉徴収票の印刷を行います。

[源泉徴収票/給与支払報告書](#)

※令和7年分の電子申告に対応したプログラムは現在準備中です。

提供時期が確定次第、マイポータルからお知らせします。

出力したデータをPCdeskで読み込み、電子申告を行います。

以下の情報はPCdeskから入力してください。

- ・[給与支払報告書（総括表）](#)
- ・[法定調書合計表](#)

電子提出用データの出力機能は『[弥生給与](#)』のみのご提供となります。

#### [源泉徴収簿]

[源泉徴収票／給与支払報告書]

[給与支払報告書（総括表）]

[法定調書合計表] の印刷と  
電子提出用データの出力

社内で利用するための保管用帳票や、税務署・市区町村に提出する帳票、従業員に配布する帳票を印刷します。電子提出を行う場合は、PCdeskで読み込むためのデータを出力します。

#### <「源泉徴収簿」の印刷>

1. ナビから [源泉徴収簿] をクリックします。
2. [源泉徴収簿印刷] 画面が表示されます。 [印刷の設定] を行い、印刷する従業員を選択して、プレビュー画面の[印刷する] をクリックします。

※令和7年分および令和8年分の様式に対応しています。

#### <電子提出の必要性の確認>

提出する源泉徴収票や支払調書などの法定調書は、枚数に応じて電子提出が必要です。「右のナビ」をクリックすると、電子提出が必要となる条件などが確認できます。

##### 6-2. 電子提出の必要性の確認

前々年の提出すべきであった法定調書の提出枚数が「100枚以上」であるものについては、eLTAX、e-Taxまたは光ディスク等による電子提出が必要です。

例えば、前々年1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合、本年1月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は電子提出する必要があります。



出典：国税庁 パンフレット「光ディスク等による支払調書の提出が義務化されています」（令和元年9月）  
に当社一部追記

電子的提出の義務化についての詳細は [法定調書の電子的提出への対応](#) で確認できます。

クリックすると、弥生ホームページの「年末調整業務お役立ち情報」が表示され、より詳細な情報が確認できます。

## ＜「源泉徴収票/給与支払報告書」の印刷＞（紙で提出を行う場合）

1. ナビから【源泉徴収票/給与支払報告書】をクリックします。
2. 【源泉徴収票/給与支払報告書】画面が表示されます。
3. 内容を確認し、必要に応じて修正します。

氏名	提出先市区町村	源泉徴収票提出	種別	摘要
小松 太郎	江戸川区	○	給与・賞与	支払金額 2,120,000円 徴収税額 34,300円 社会保険料 308,000円
野口 和也	江戸川区	×	給与・賞与	

### ＜①【提出先市区町村】の確認＞

【源泉徴収票提出】列に「○」が表示されている従業員の【提出先市区町村】列に、市区町村が設定されていることを確認します。【提出先市区町村】列の修正が必要な場合は、弥生給与本体で行います。

### ＜②【源泉徴収票提出】の確認＞

市区町村に源泉徴収票を提出する従業員が「○」になっていることを確認します。変更する場合は、右クリックして変更します。

### ＜③【摘要】の確認＞

【摘要】の内容が正しく反映されていることを確認します。変更や追加を行う場合は、直接手入力します。

## 補足

摘要欄には、年末調整の明細や従業員情報の設定によって以下の項目が自動で印字されます。

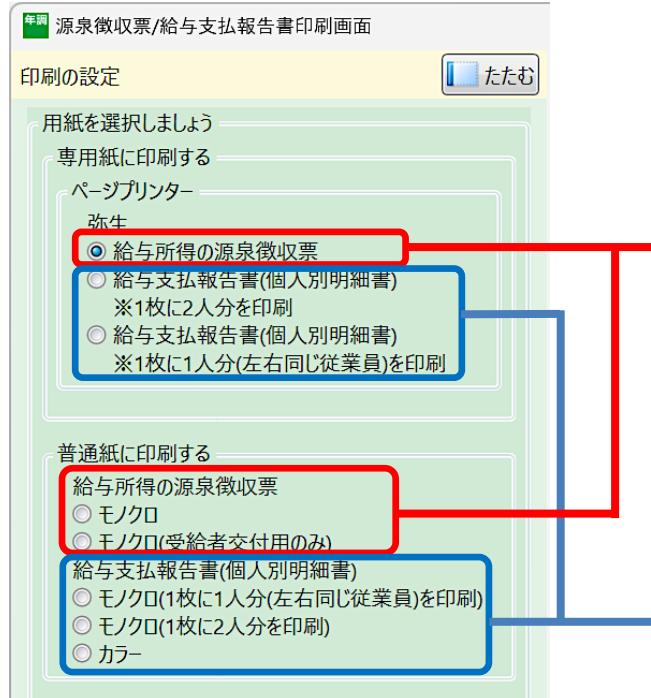
- 5人目以降の扶養親族の氏名（扶養親族のうち、年少扶養親族の場合は氏名の後ろに「（年少）」と表示、非居住者の場合は氏名の後ろに「（非居住者）」と非居住印字区分の番号が表示、特定親族の場合は氏名の後ろに特定親族特別控除の額の区分番号が表示）
- 障害者に該当する同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）の氏名（氏名の後ろに「（同配）」と表示）
- 所得金額調整控除に該当する扶養親族の氏名（氏名の後ろに「（調整）」と表示）  
ただし、氏名がすでに扶養親族の欄に表示されている場合を除く
- 3回目以降の住宅借入金等特別控除の居住開始年月日、区分、年末残高
- 前職分の支払金額、徴収税額、社会保険料
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報と【退職手当等を有する扶養親族】タブの寡婦またはひとり親の設定情報（配偶者・扶養親族情報の後ろに、「寡婦（1）」、「ひとり親（2）」、「寡婦・ひとり親非該当（0）」が表示）
- 「年調未済」の文字

※ 5人目以降の扶養親族の氏名の前には、括弧書きの数字が表示されます。この数字は、源泉徴収票/給与支払報告書の【備考】欄に記載される個人番号との対応関係を示しています。

4. 内容の確認、修正が完了したら [印刷] をクリックします。



5. [印刷の設定] で印刷する用紙を選択します。



源泉徴収票と給与支払報告書は同じ画面から用紙を切り替えて印刷します。ページプリンター用の専用紙と普通紙（A4）に印刷できます。

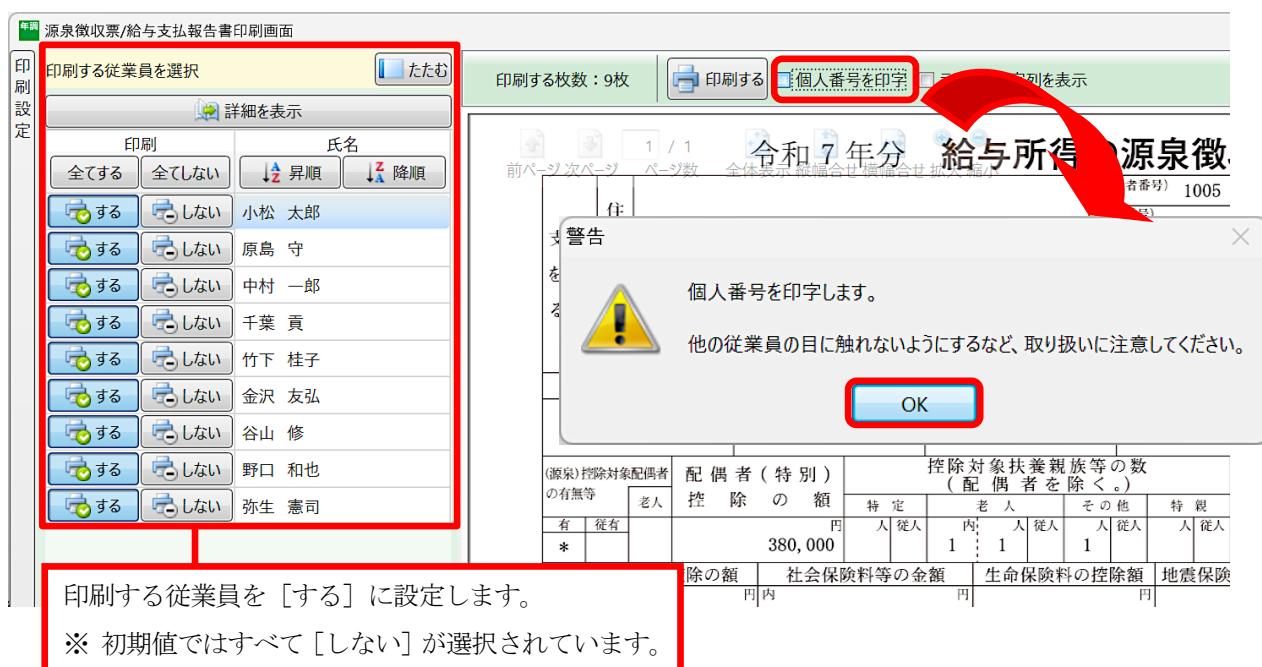
源泉徴収票の専用紙と普通紙の「モノクロ」は、1名分の税務署提出用と受給者交付用を各1枚印刷します。普通紙の「モノクロ（受給者交付用のみ）」を選択すると、1枚の用紙で左右に異なる従業員の源泉徴収票（受給者交付用）を印刷することができます。

給与支払報告書は、専用紙、普通紙とともに、1枚の用紙で左右同じ従業員を印刷する（1名につき2枚）か、左右異なる従業員を印刷する（1名につき1枚）かを選択できます。

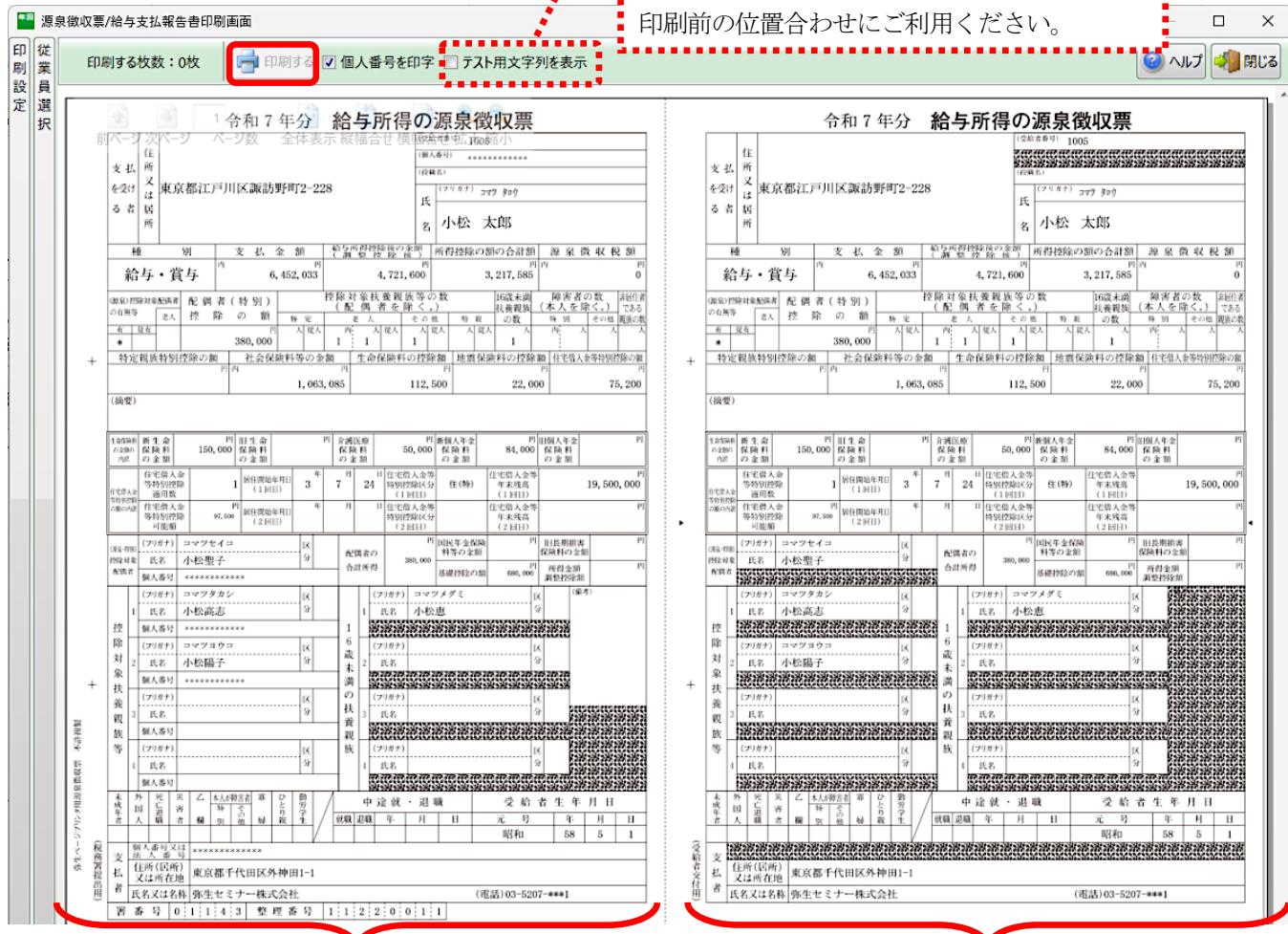
6. 印刷する従業員の [印刷] を「する」に設定し、プレビュー画面の「個人番号を印字」にチェックを付けます。

個人番号の取り扱いに関する警告が表示されますので、確認して [OK] をクリックします。

※個人番号の印字は、マイナンバー取扱い担当者でログインしている場合のみ行えます。



## 7. [印刷する] をクリックして印刷します。



税務署提出用の源泉徴収票では、16歳未満の扶養親族の個人番号を印字しません。

受給者交付用の源泉徴収票では、従業員本人と扶養親族の個人番号、給与支払者の個人番号又は法人番号を印字しません。

### 補足

#### 印刷の設定で「モノクロ（受給者交付用のみ）」を選択した場合



源泉徴収票を電子提出する事業者様の受給者交付用印刷にご利用いただけます。

## 8. [印刷の設定] の用紙で「給与支払報告書（個人別明細書）」を選択して同様に印刷します。

### ＜「給与支払報告書（総括表）」の印刷＞

1. ナビから [給与支払報告書（総括表）] をクリックします。
  2. [給与支払報告書（総括表）] 画面が表示されます。 [集計] をクリックします。

給与支払報告書（総括表）

集計  給与総支給額が30万以下の退職者を含めて表示

拡大  縮小  印刷

提出先市区町村	給与の支払期間		報告人員(人)			内訳(人)			
	開始月	終了月	特別徴収 退職者	普通徴収 退職者	普通徴収 退職者除く	合計	在職者	退職者	その他
港区	1月	12月	2	0	0	2	2	0	0
江戸川区	1月	12月	4	0	0	4	4	0	0
台東区	1月	12月	3	0	0	3	1	1	1
合計			9	0	0	9	7	1	1

〔事業所設定〕をクリックすると、印刷する事業所の情報が確認、入力できます。

3. 内容を確認して [印刷] をクリックします。 [印刷の設定] を行い、印刷する提出先市区町村を選択して、プレビュー画面の「印刷する」をクリックします。

## 補足

個人事業主の場合（給与支払者の個人番号が登録されている場合）は、プレビュー画面に「個人番号を印字」のチェックボックスが表示されます。チェックをつけると給与支払者の個人番号が印字されます。

※ 給与支払者の個人番号の印字は、マイナンバー取り扱い担当者でログインしている場合のみ行えます。

印刷する枚数：2枚

## <「法定調書合計表」の印刷> ※『弥生給与』のみの機能です。

1. ナビから【法定調書合計表】をクリックします。
2. 【集計】をクリックします。確認メッセージが表示されるので【はい】をクリックします。

給与本体へ 進捗一覧 年調明細個人別 年調明細一覧 年税額算出 過不足税額一覧 ヘルプ

法定調書合計表

集計 内訳確認 内訳確認 従業員別 月別

全体 拡大 縮小 印刷

令和 07 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 01143

F E 0 1 0 4

令和 年月日提出 神田 税務署長 殿 事業種目 小売業 整理番号 11220011

提出者情報

住所又は所在地 東京都千代田区外神田1-1 電話(03-5207-\*\*\*1)

(フリガナ) キヨタケルカジカイ

氏名又は名前 弥生セミナー株式会社

個人番号 又は法人番号 \*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*

代表者情報

(フリガナ) キヨタケルカジカイ

氏名 弥生 憲司

調書の提出区分 新規-1 追加-2 修正-3 無効-4

(フリガナ) キヨタケルカジカイ

作成担当者 竹下 桂子

作成税理士署名 電話( )

税理士番号

1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)

2 退職所得の源泉徴収票合計表(316)

区分 (a) 9 1 70004065 5195595

区分 (b) 8 68,398,988 5,192,595

区分 (c) (摘要)

区分 (d) (摘要)

### <【内訳確認従業員別】>

【源泉徴収税額】がない従業員、【源泉徴収票】を提出する従業員を確認できます。

### <【内訳確認月別】>

支払月毎の【支払金額】【源泉徴収税額】を確認できます。

3. 必要な項目を入力します。

項目の色によって、入力方法は異なります。

項目の色	内容
緑色	クリックすると【振込口座・事業所情報入力】画面が表示されます。
水色	クリックすると直接入力できます。

4. 内容の確認、入力が完了したら【印刷】をクリックします。

給与本体へ 進捗一覧 年調明細個人別 年調明細一覧 年税額算出 過不足税額一覧 ヘルプ

法定調書合計表

集計 内訳確認 内訳確認 従業員別 月別

全体 拡大 縮小 印刷

5. 【印刷の設定】を行い、プレビュー画面の【印刷する】をクリックし「法定調書合計表」を印刷します。

## ＜電子提出を行う場合＞

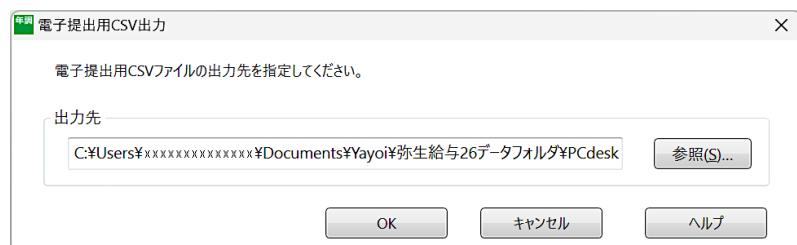
1. ナビから【源泉徴収票/給与支払報告書】をクリックします。
2. 【源泉徴収票/給与支払報告書】画面が表示されます。
3. 【電子提出用 CSV 出力】をクリックします。



4. 電子提出を行う従業員の【源泉徴収票の出力】と【給与支払報告書の出力】が「する」になっていることを確認して【出力する】をクリックします。



5. 【出力先】を選択して【OK】をクリックします。



選択した従業員の追加情報が  
入力できます。詳細は「ヘル  
プ」ボタンでご確認ください。

6. 出力した電子提出用 CSV ファイルを PCdesk で読み込みます。

PCdesk の操作方法は、eLTAX 地方税ポータルシステムの Web ページでご確認ください。

※「給与支払報告書（総括表）」「法定調書合計表」は出力できませんので PCdesk から直接入力してください。

### 補足

提出済みデータに誤りがあり再提出する場合は、【訂正または追加情報を出力する】にチェックを付けて、対象の従業員の提出区分を「訂正」にして訂正対象にチェックを入れます。



## 7 新年度へ更新しよう

年末調整ナビから【7 新年度へ更新しよう】をクリックします。

### 7 新年度へ更新しよう

[この内容を詳しく知りたい](#)

**7-1. 年末調整終了前の確認**

年度更新を行う前に、すべての年末調整作業が完了していることを確認します。

[進捗一覧](#)

年度更新によって年税額などの計算結果が変わらないように、明細がロックされていることを確認します。

[給与明細](#) 

[賞与明細](#) 

**7-2. 新年度更新**

次の年度へと更新します。

[終了して新年度へ](#) 

### 年末調整終了前の確認

年度を更新すると、年末調整のやり直しや資料の印刷が行えなくなりますので、年末調整作業がすべて完了していることを確認します。

#### <「進捗一覧」の確認>

- ナビから【進捗一覧】をクリックします。
- 年末調整作業がすべて完了していることを確認します。

コード	氏名	前職情報	年税額算出	精算方法
1005	小松 太郎	—	✓	✓ (給与)
1007	原島 守	—	✓	✓ (給与)
1010	中村 一郎	—	✓	✓ (給与)
1055	千葉 貢	—	✓	✓ (給与)
1060	竹下 桂子	—	✓	✓ (給与)
1062	金沢 友弘	—	✓	✓ (給与)
1070	谷山 修	—	✓	✓ (給与)
1077	野口 和也	✓	✓	✓ (給与)
8000	弥生 憲司	—	✓	✓ (給与)

### 「給与明細」「賞与明細」のロックを確認する

年度更新によって年税額の計算結果が変わらないように、新年度へ更新する前に、【給与（賞与）明細書】がロックされていることを確認します。現金で精算した場合も、念のため【給与（賞与）明細書】がロックされていることを確認しましょう。

#### <給与明細書のロックを確認>

- ナビから【給与明細】をクリックします。
- 明細がロックされていることを確認します。



※念のため、本年最後の賞与がロックされていることも確認しておきましょう。

## 補足

ロックの確認は、「明細入力＜一覧表＞」を使用すると便利です。



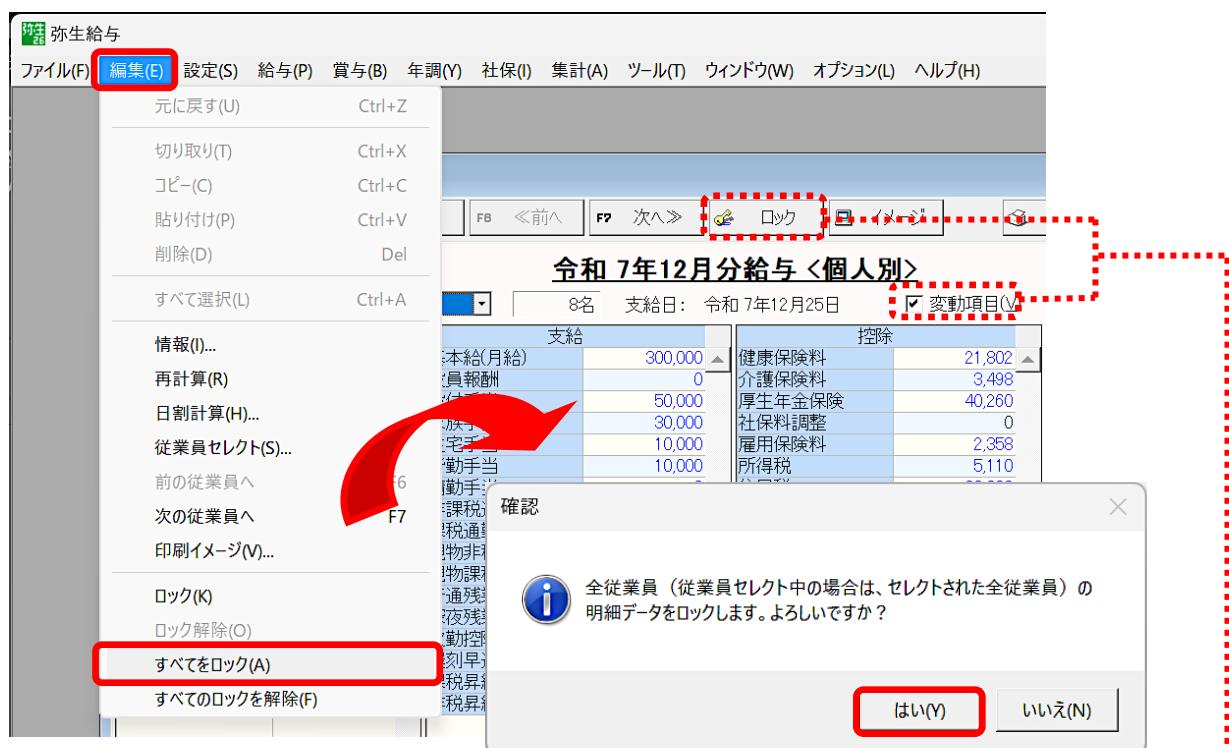
令和 7年12月分給与 <一覧表>						
情報		再計算		日割算		セレクト
8名		変動項目(V)		ロック		レイアウト
所定就労日	○ 小松太郎	○ 原島守	○ 千葉貢	○ 竹下桂子	○ 金沢友弘	○
出勤日数	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
休日出勤日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
法休出勤日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
欠勤日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ [明細入力＜一覧表＞] は『弥生給与』のみの機能です。

## ▶ 明細書がロックされていなかった場合

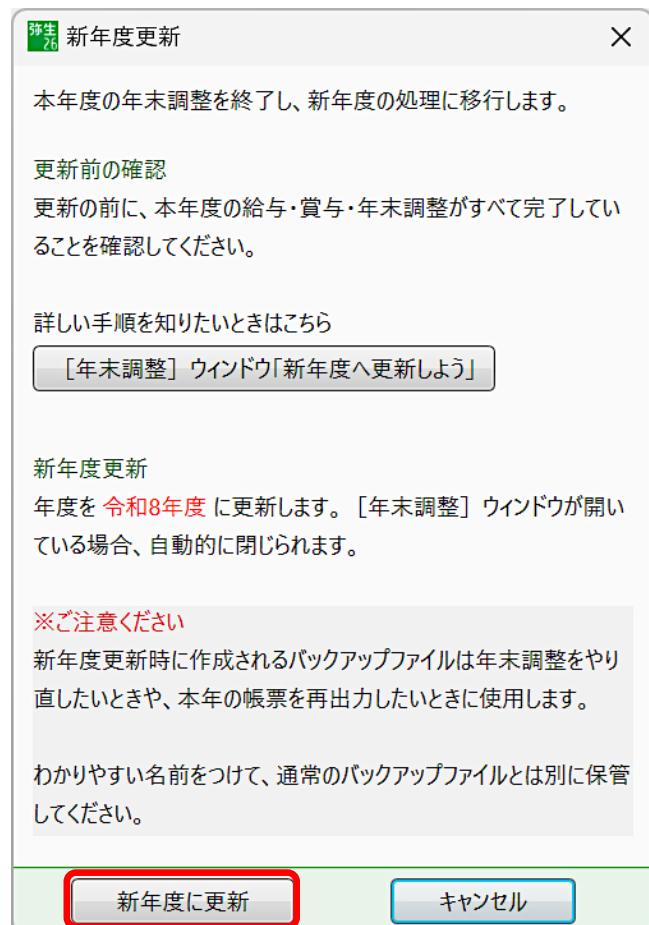
すべての従業員の明細書をロックします。以下の手順でまとめてロックすることができます。

1. メニューバーの [編集] – [すべてをロック] を選択します。
2. 「全従業員（従業員セレクト中の場合は、セレクトされた全従業員）の明細データをロックします。よろしいですか？」のメッセージが表示されるので [はい] をクリックします。



## 新年度更新

本年度の年末調整を終了して新年度へ更新します。



### 重要

#### 年末調整処理終了時のバックアップファイルは大切に保存しておいてください。

令和 7 年分 年末調整のバックアップファイルがないと、令和 7 年分 年末調整のやり直しや帳票印刷を行うことができません。通常のバックアップファイルとは別に保存しておくことをお勧めします。新年度への更新時に表示されるバックアップ画面の「名称」には、令和 7 年分 年末調整であることがわかるように「(データファイル名)\_令和 7 年度年調更新\_給与 26」と表示されます。

以上で「令和 7 年分 年末調整の流れと操作」は終了です。

新年度更新が終了したら、賞与の終了処理と給与月度の更新を行います。

## 賞与の終了処理と給与の月度更新

新年度更新が終了した後に、次の手順で賞与の終了処理と給与月度の更新を行います。（賞与の終了処理と給与月度の更新処理は通常の処理と同じです）

### ＜過不足税額を本年度最後の給与または現金で精算した場合＞

賞与の終了処理 → 給与の月度更新

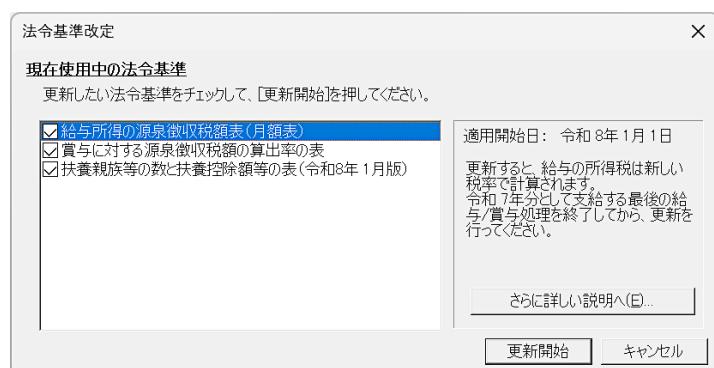
### ＜過不足税額を本年最後の賞与で精算した場合＞

給与の月度更新 → 賞与の終了処理

令和7年12月度給与から令和8年1月度給与への月度更新では、【法令基準改定】画面が表示されます。

令和7年度の年末調整の処理、および令和7年に支払われる全ての給与と賞与の処理が終了し、令和8年1月度の計算を行する前に必ず適用します。

### ＜令和8年1月度給与への月度更新時に表示される【法令基準改定】ダイアログ＞



### 重要

### 適切なタイミングで【法令基準改定】を行ってください

【法令基準改定】画面は、法令改正のタイミングに合わせて2回表示されます。

1回目：令和7年（2025年）12月度給与への月度更新時

（既に12月度へ更新済みのデータをコンバートした場合はデータコンバート時）

2回目：令和8年（2026年）1月度給与への月度更新時

更新のタイミングを誤ると税額計算が正しく行われませんのでご注意ください。

詳細は以下「次月度給与に更新したら【法令基準改定】画面が表示される」のサポートページを参照してください。

⇒ [https://support.yayoi-kk.co.jp/faq\\_Subcontents.html?page\\_id=26155](https://support.yayoi-kk.co.jp/faq_Subcontents.html?page_id=26155)

## 参考資料① 小松太郎さんの情報 ※申告書は別紙参照

<b>扶養控除等申告書</b> ※すべて「障害なし」	<配偶者> 小松聖子 H2/6/25 生 源泉控除対象配偶者かつ同一生計配偶者		
	<扶養親族>	小松高志 子 H19/5/5 生 区分:一般	小松恵 子 H23/11/10 生 区分:年少
	小松陽子 母 S29/5/28 生	区分:同居老親等	※追加
<b>保険料控除申告書</b>	<一般の生命保険料>	新契約 150,000 円	
	<介護保険料>	50,000 円	
	<個人年金保険料>	新契約 84,000 円	
	<地震保険料>	22,000 円	
<b>配偶者控除等申告書</b>	本人の収入見積額(給与のみ)	6,400,000 円	
	配偶者の収入見積額(給与のみ)	1,030,000 円	
<b>住宅ローン控除</b>	居住開始年月日:令和3年7月24日	特別控除区分:住(特)	
	年末残高:19,500,000 円	特別控除額:97,500 円	
<b>前職情報</b>	なし		

## 参考資料② 年税額の算出対象期間に関する補足

### 12月に給与の支給が2回ある場合の設定について

年末調整では、その年度に支払われた給与・賞与の金額を基に過不足税額が計算されます。

翌年1月度給与の支給日を本年12月に変更して、12月に2回給与を支給する場合、つまり、12月に支給される給与が本来の12月度給与と、翌年1月度給与の2回になる場合は、翌年1月度給与を含めて年末調整を行います。

たとえば、毎月5日支給の場合に、翌年の1月5日に支給する1月度給与の支給日を本年12月26日に変更すると、本年12月に支給する給与は12月5日(12月度給与)と12月26日(翌年1月度給与)の2回になります。



この場合は、[本年2月度～翌年1月度<1ヶ月後にずらす>]を選択します。

注意: 翌年1月度を本年12月に支給し、かつ、本年1月にも給与を支給する場合、つまり、年13回の給与の支給がある場合には対応できません。年末調整の明細入力で、課税支給額や、非課税支給額、社会保険料などを直接修正して年末調整を行ってください。この場合は、年末調整の資料として、所得税徴収高計算書用資料を利用することはできません。

給与データの作成方法により、支給日の月と給与処理月度が異なっている場合があるので、賃金台帳で対象給与期間を確認するようにしましょう。

# 付録

# 申告書例

## 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

## 給与所得者の保険料控除申告書

6



# 書告申除控保険料の所得者と7年分給付命令

## 給与所得者の基礎控除申告書 兼 納付金額調整控除申告書

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

令和7年分

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書  
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

神田	給与の支払者の名称(氏名)	弥生セミナー株式会社			(フリガナ)	世帯主の氏名及びあなたの総( 小松太郎 本人 ) あなた		
	給与の支払者の法人番号	X	X	X	X	X	X	X
	給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区外神田1-1			あなたの住所 又は居所	東京都江戸川区諏訪野町 2-228		
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅特別控除を受けたいので、申告します。								
項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			① 増改築等に係る ② 借入金等の計算				
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等					
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(①)(内、連帯債務による借入金の額)	円	円	19,500,000	円	円	円	円	円
(①のうち単独債務の額+②(①のうち連帯債務の額×連帯債務割合))	(%)	(%)	(50.00%)	円	(%)	円	円	円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額の③いすれか少ない方の金額	円	円	9,750,000	円	円	円	円	円
③ × 「居住用割合」④	(%)	(%)	(100.00%) (注1)	円	(%)	円	円	円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	最高 4,000 万円	円	年間所得の見積額 (3,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	4,800,000	円		
特定期改築等の費用の額(注2)	9,750,000	円	(備考)					
特定期改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注2)	最高 万円	円	(注1) ④の⑤の居住用割合については、④の⑥の居住用割合と④の⑦の居住用割合と④の⑧の居住用割合が異なる場合は同封の説明書をお読みください。 (注2) 特定期改築等の費用の額に係る住宅借入金等特別控除を受けない方は、④の⑤と⑥の記入の必要はありません。 (注3) ④の記入に当たっては、重複適用(の特例)を受ける場合は同封の説明書をお読みください。	円				
(特定期改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	100円未満の端数切捨て) (最高 400,000 円)	円	重複適用(の特例)を受ける場合の (特定期改築等) 住宅借入金等特別控除額	円	(100円未満の端数切捨て) (最高 00 円)	円		
	97,500	円	(注3)		00	円		

○この申告書及び証明書は、令和7年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。

令和7年分

年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

132-0000			左記の方が、令和3年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。					
東京都江戸川区諏訪野町2-228			令和 4 年 ○ 月 ○ 日					
小松 太郎 様			江戸川北 税務署長 ○○ ○○					
(証明事項)(令和3年中居住者用)								
① 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項				
② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合			
(特定) 令和3年 7月 24日	10,000,000 円	100.0 %	50.00 %	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %		
⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 特定期改築等の費用の額	⑪ 居住用割合	⑫ 連帯債務割合	⑬ 特例期間(11年目~13年目)(※) における控除限度額 (※)令和3年分~令和15年分 ××× 円			
年 月 日	円	円	%	%				
(参考)適用初年分の控除額 100,000 円								
各部分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。								